資料１

第２次菊川市総合計画
（基本構想案）

＜1104 修正作業反映＞

黒字…確定（暫定）

黒字…作業中あるいは修正後の要検討事項

青字…庁内策定委員会など、庁内で検討をするもの

赤字…総合計画審議会など、外部組織も含めた検討をするもの

はじめに

市長のことば

平成　年　月　日

菊川市長　太田順一

目次は最終で掲載。目次ページをわかりやすくする（章にページ番号を入れないなど

＜目　次＞

第1編　序論

第１章　計画策定にあたって
１　計画策定の背景・目的
２　計画の構成と期間

第２章　菊川市のすがた
１　菊川市の位置・面積
２　合併の経緯

第３章　計画策定の背景
１　時代潮流
２　菊川市の概況と特徴

第４章　まちづくりの課題

第2編　基本構想

第１章　まちの将来像
１　基本理念
２　将来像

第２章　めざすまちづくりの方向性
１　基本指標
２　将来都市構造
３　基本目標

第３章　施策の大綱

第４章　基本目標別取組

第５章　基本構想の推進に向けて

第3編　資料編

１　第２次菊川市総合計画策定体制
２　菊川市総合計画条例
３　菊川市総合計画庁内策定委員会要綱
４　第２次菊川市総合計画策定経緯・経過
５　菊川市総合計画審議会への諮問
６　菊川市総合計画審議会の答申
７　用語解説

第１編　序論

第１章　計画策定にあたって

1　計画策定の背景・目的

菊川市では、平成 19 年度を初年度とし平成 28 年度を目標年次とする「第１次総合計画」において、「みどり　次世代～人と緑・産業が未来を育むまち～」を将来像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。

本市が誕生して 10 年が経過する中、人口減少や少子高齢化、経済のグローバル化、地球温暖化の進行、地方分権改革の進展、東日本大震災の発生など自然災害による防災意識の高揚など本市を取り巻く状況は大きく変化しつつあります。

このような状況の中、現行の「第１次菊川市総合計画」が平成 28 年度末をもって満了することから、本市を取り巻く社会環境・経済情勢・市民ニーズ等の変化に的確に対応するため、「次期総合計画」を策定します。

第２次菊川市総合計画は、大きく変動する社会情勢の中で、その時々の市民ニーズや新たな課題に適切に対応できるよう、現行の総合計画を踏まえながら、市民と行政との協働のもとで、厳しい財政環境に耐え得る実効性のある計画とすることを目標に、次の基本的な考え方のもとに策定しました。

(1) 計画をつくるための検討課題

人口の減少と人口構成の変化、超高齢化社会の到来、インフラの老朽化の進展、災害対策など、大きく変動する社会情勢など、現在の時代認識を踏まえた、新たな課題に対応します。

(2) 時代の要求に対応できる計画づくり

多様な市民ニーズを踏まえながら、その時々の社会情勢や財政状況等を勘案し、より対応できる計画とします。

(3) 目標を明確にした市民に分かりやすい計画づくり

市民とまちづくりの目標を共有し、協働によるまちづくりを推進するため、目標となる指標や施策の達成状況、事業効果などをわかりやすく示した計画とします。

(4) その他の計画等との関連

市が策定する各分野における個別の計画や施策に方向性を与える上位計画として位置付けます。

2　計画の構成と期間

第２次総合計画は、平成 37 年度を展望し、「基本構想」及び「実行計画」により構成されます。

（１）基本構想

市が目指す将来都市像・理念・使命など、まちづくりのビジョンを明確化、政策の基本目標（政策テーマ）を定め、その実現に向けた政策体系を示すものです。計画期間は平成 29 年度から平成 37 年度の９年間とします。

（２）実行計画

基本構想に定めた将来都市像の実現、基本構想に基づく施策を戦略的に推進するため、主要な施策に基づく重点事業と基本事業の２種類を掲げ、計画期間内の具体的な事業内容を示す。重点事業の期間は４年間とし、基本事業の期間は３年間とします。

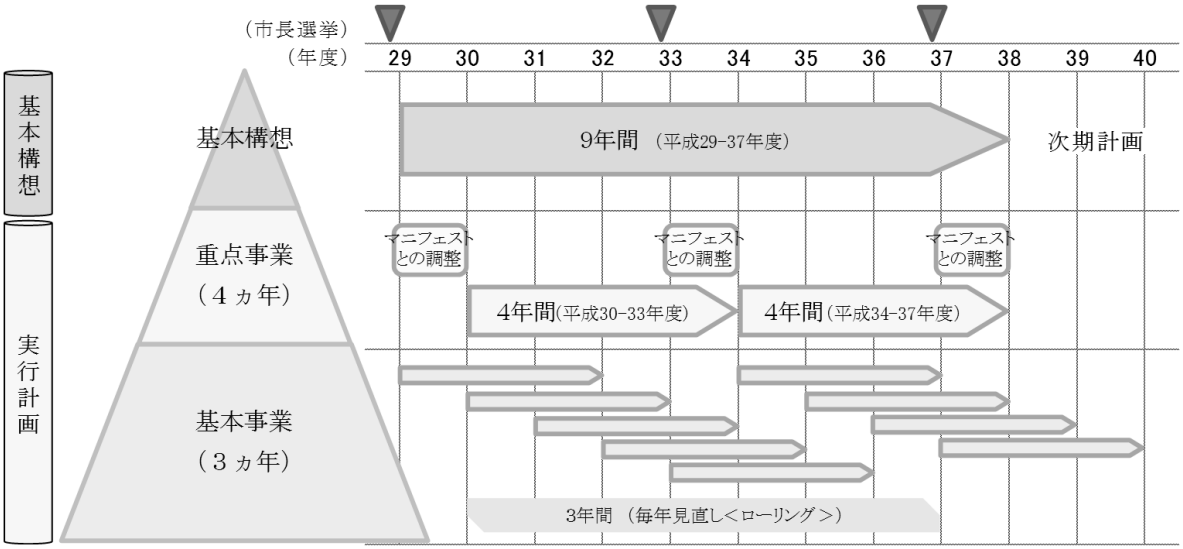

第２章　菊川市のすがた

1　菊川市の位置・面積

菊川市は、静岡県の中西部、静岡市と浜松市のほぼ中間に位置し、市の中央を一級河川菊川が流れ、牧之原台地に広がる大茶園と平野部の田園地帯など、みどり豊かな自然環境と都市機能が共存する地域です。

市域は、東西方向に約９ｋｍ、南北方向に約 17ｋｍに及び、面積は 94.19ｋ㎡となっています。

地域内には、JR 東海道本線菊川駅、東名高速道路菊川インターチェンジを有し、また JR 東海道新幹線掛川駅、御前崎港、富士山静岡空港に近接するなど交通結節点として、さらに利便性が高まり、将来に向け大きく発展することが期待されています。

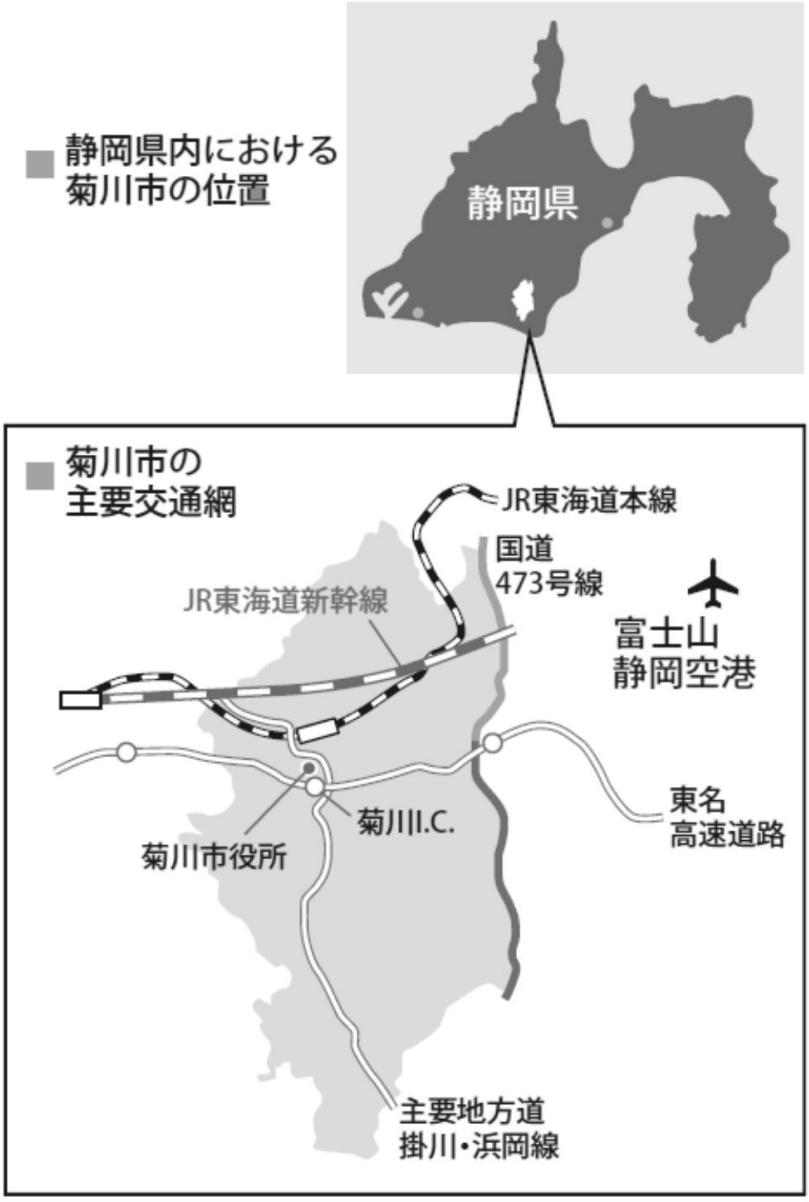

2　合併の経緯

明治中期には、菊川市は 11 の村に分かれていましたが、昭和初期の合併により１町８村となり、昭和 29 年から 32 年の合併・編入を経て、小笠町・菊川町の２町になりました。平成期になり、いわゆる「平成の大合併」の動きの中、一級河川菊川や病院、消防、ゴミ処理などの共同運営を通じ、最も関係が深い両町が平成 17 年１月 17 日合併、「菊川市」となり現在に至っています。

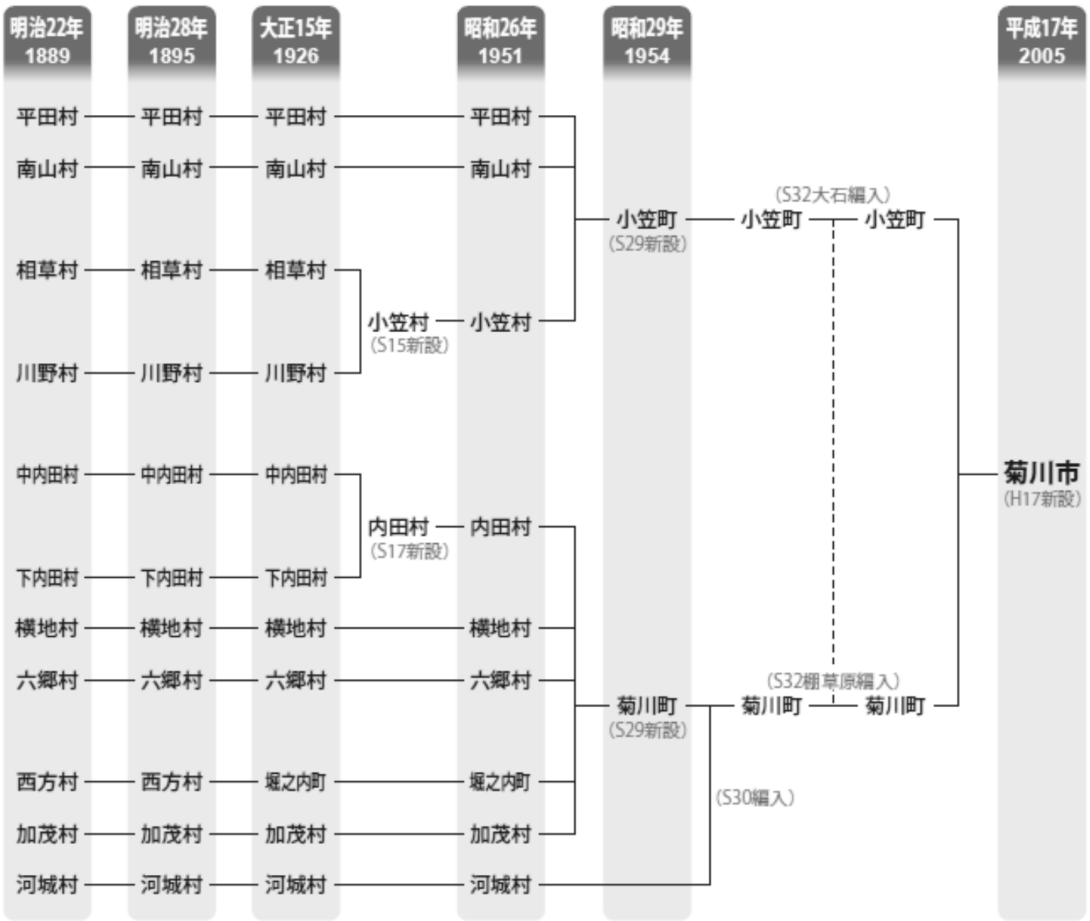

第３章　計画策定の背景

1　時代潮流

（１）少子高齢化・人口減少、地方創生の取組

わが国の総人口は、平成 16 年（2004 年）の約１億３千万人をピークに減少に転じ、平成 35 年（2023 年）には約１億２千万人になると見込まれています。合計特殊出生率は下げ止まったものの、15 歳から 49 歳までの女性人口が減少しているため出生数は減少、少子高齢化が一層進行しており、超高齢社会となっています。こうした人口減少や少子高齢化は、人口増加を前提とした今の社会システムに大きな影響を与えています。

平成 26 年には、まち・ひと・しごと創生本部が設置され、2060 年に１億人程度の人口を確保する中長期展望を提示した「人口長期ビジョン」と、2015～2019 年度（５か年）の政策目標・施策を定めた国の総合戦略を策定し、これを踏まえて、全国のすべての都道府県･市町村が、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定し、地方が自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を推進することとなっています。

（２）環境問題の進行

二酸化炭素等の温室効果ガス排出量は近年も増加傾向にあります。地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつなどの異常気象が生じているなど、地球環境への負荷低減が世界共通の課題として掲げられています。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した、東日本大震災に伴う東京電力福島原子力発電所事故により、原子力の安全性に係る信頼は損なわれ、また、電力・石油・ガスといったエネルギーの供給に混乱が生じ、国のエネルギーシステムが抱える脆弱性が明らかになりました。このため、省エネルギーの徹底的な推進、再生可能エネルギーの開発・普及の推進が重要となっています。

（３）地域経済をとりまく環境の変化

わが国の経済情勢は平成 20 年（2008 年）の世界同時不況によって大きな打撃を受けましたが、近年は政府が進める、いわゆる「アベノミクス」と呼ばれる経済政策などの効果が顕在化しはじめ、個人消費を大きく押し上げ、回復の兆しを見せています。

一方で、経済のグローバル化が進み、経済活動の機会が拡大すると同時に，ＢＲＩＣｓ諸国など新興国の台頭による国際競争の激化，生産拠点の海外移転による産業空洞化など，わが国を取り巻く経済環境は依然として厳しく、世界の主要先進国においても、総じて低い成長率にとどまっていますが、新興国は海外からの旺盛な資本流入や人口の堅調な増加などを背景にリーマンショック後の世界経済の回復をけん引している状況となっています。

（４）高度情報化の進展

高度な情報通信技術と交通網の発達により個人の地球規模での闊達な活動が可能となり、「人」「もの」「情報」のスピード感ある流動化が進んでいます。

まちづくりに関連しても、インターネットや携帯電話、ＧＩＳ（地図情報システム）などを活用した地域情報化の取り組みが進められ、様々な分野で市民生活の向上や地域活性化に情報通信技術が活用されています。

一方、個人情報保護の意識が高まるなか、情報流出等の問題の拡大など情報に関する様々な犯罪が社会問題化しており、情報に関する住民意識は高まっています。また、いつでもどこでも誰でも、情報を容易に入手し利用しやすくなってきた反面、情報機器に関する知識や操作能力の差などによって情報授受量に格差が生じることへの懸念も指摘されています。

（５）価値観の多様化

経済効率を重視し個人的な豊かさを追求したり、地球環境や持続可能性といった社会全体を考えたりと多様な価値観が混在するようになってきています。また、経済情勢を背景とした非正規雇用の増大など雇用形態の多様化、未婚化・晩婚化といった社会を背景とした家族形態の変化により、個人のライフスタイルが多様化してきています。男女共同参画やノーマライゼーション、多文化共生など、多様な価値観や個性を尊重し共生することの重要性も高まっています。

平成 21 年（2009 年）の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正、平成 23 年（2011 年）のスポーツ基本法の制定なども、こうした多様な暮らし方、働き方を支援する動きの一例です。

（６）安全・安心意識の高まり

平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災は、被災地をはじめわが国全体に甚大な被害をもたらし、人々の意識やライフスタルまでをも変える大きな衝撃をあたえました。平成 24 年（2012 年）、平成 25 年（2013 年）には、国において南海トラフ巨大地震の被害想定も見直しが行われており、強くてしなやかな国をつくる国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）を推進していくことが求められています。

高齢者や子どもが被害者となる凶悪犯罪が、依然として発生し、身近な地域における犯罪への不安が増大しています。

（７）教育や子育てに対する関心の高まり

近年、子どもの学力の低下などが社会問題化しており、いじめや不登校などの問題についても、急務の課題としてその対応が求められています。核家族化や少子化、地域コミュニティの希薄化など、子どもを取り巻く家庭や地域環境の変化が、家庭や地域の教育力の低下の大きな原因となっていることに加え、子ども同

士のふれあいの減少により自主性や社会性が育ちにくいといった影響も懸念されています。

学校における教育環境の充実をさらに進めるとともに、子どもや地域の実態等を踏まえ、地域における教育体制づくりや、子ども自身が健やかに育っていける社会、子育てに喜びや楽しみを持ち安心して子どもを産み育てることができる社会を形成していくことが求められています。

（８）地域の歴史、文化の再認識

21 世紀は「こころの時代」とも言われ、地域の特徴、独自の生活風景や文化財が、地域への帰属意識や住民の連帯感を強めるまちづくりのキーワードとして注目されています。

平成 16 年（2004 年）には景観法が制定され、法に基づく景観行政団体も多く誕生しています。また、平成 20 年（2008 年）には、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律が制定され、地域の固有な歴史文化を活かしたまちづくりが求められています。

（９）市民参画・協働意識の高まり

ボランティア意識の高まりとともに、住民活動が活発化しており、行政への住民参画や住民と行政の協働の重要性が高まっています。市民、団体、企業など多様な主体を地域づくりの担い手と位置づけ、協働で良い社会サービスの提供を図る「新たな公」の考え方も広まっており、民間活力の一層の活用が求められています。

平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災により、人や地域の絆に対する重要性がさらに高まってきています。これまで、サービスの一方的な受け手であった住民が、多様なニーズに応えていくために、行政と共に考え、共に選び、そして共に提供していくといった、住民と行政が一体となって自らの社会を形成していくことが求められています。

(10) 公共施設の更新時期の到来

全国的に地方公共団体の財政は、依然として厳しい状況のなかで、公共施設等の老朽化とその更新費用の財政負担が大きな問題となってきています。また、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことも予想されています。

また、これまで拡大の一途となっていた市街地についても、都市の中心部に様々な施設をコンパクトに集中させ、歩いて暮らせる集約型まちづくりであるコンパクトシティの概念にもとづく、持続可能なまちづくりも求められるようになってきています。

2　菊川市の概況と特徴

（１）菊川市の概況

【人口等の状況】

・国勢調査（平成 22 年 10 月 1 日）による人口、世帯数は、47,041 人、15,485 世帯で、一世帯当たり人員は 3.04 人となっています。昭和 60 年からの推移では増加傾向にありましたが、平成 17 年～22 年において減少に転じています。

■人口・世帯数の推移（長期）

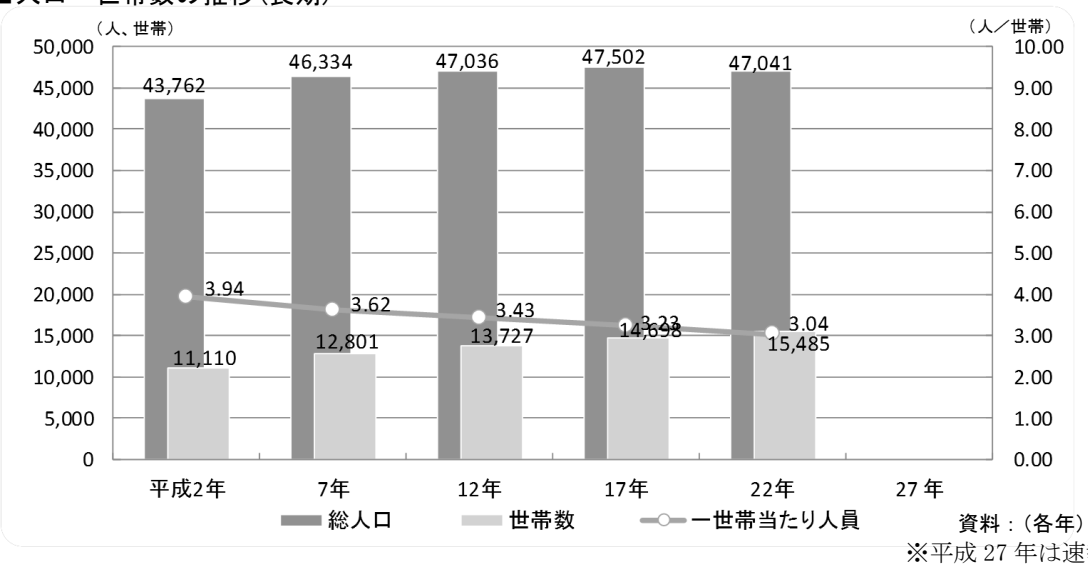

資料：（各年）国勢調査
※平成 27 年は速報値想定

・住民基本台帳人口により直近の推移をみても減少傾向となっています。
・外国人数のみの推移についても減少傾向が見られます。

■人口・世帯数の推移（短期）

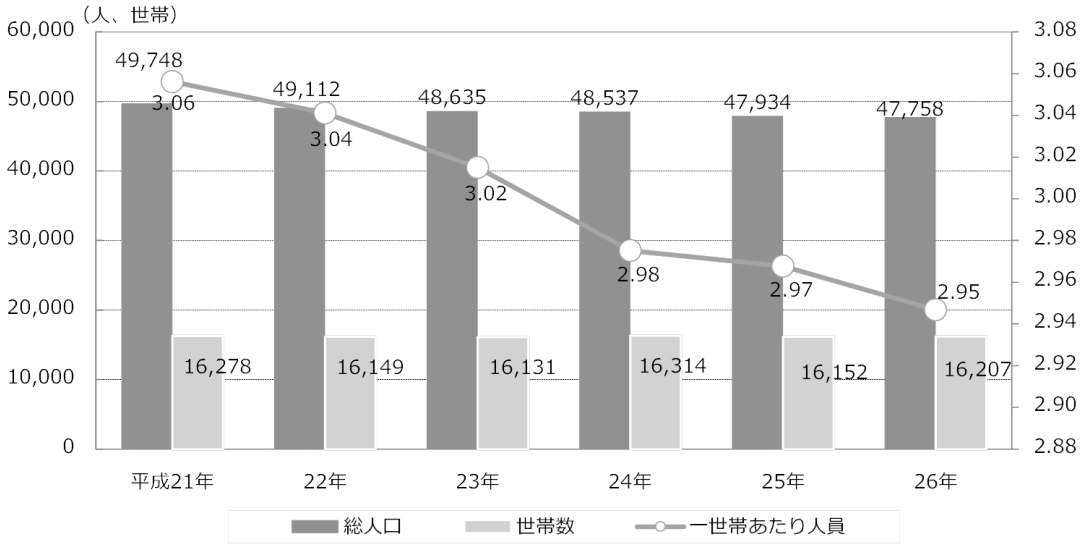

資料：（各年）住民基本台帳（外国人含む）

■外国人登録者数の推移及び国籍の内訳（平成 25 年度）

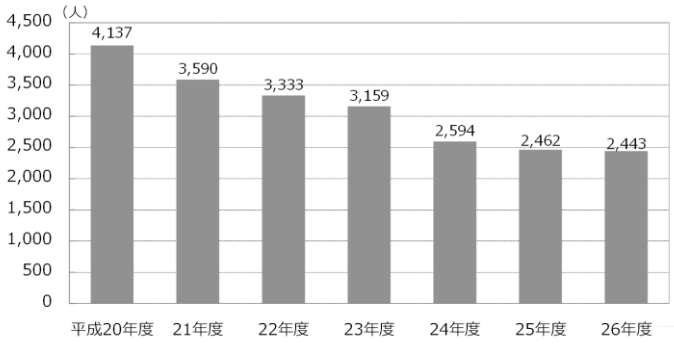

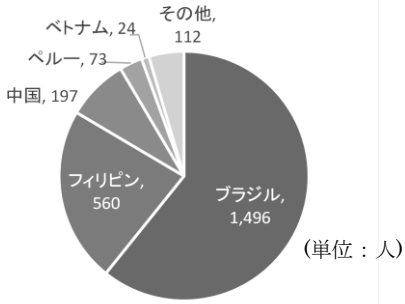

資料：菊川市データルーム平成 26 年度

・自然動態は、近年死亡が出生を上回る「自然減」が継続しています。社会動態は、平成 23 年から転入が転出を上回り、「社会増」となっています。

■人口動態

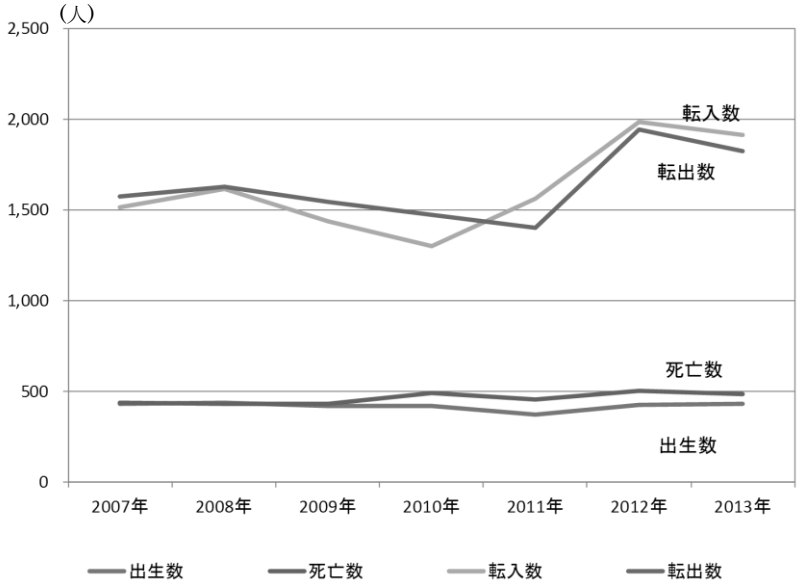

資料：菊川市データルーム平成 26 年度

・国勢調査によると、平成 22 年 10 月 1 日時点の年少人口は 6,790 人、生産年齢人口は 29,800 人、老年人口は 10,298 人となっており、少子高齢化が進行しています。

■年齢別人口の状況（３区分）

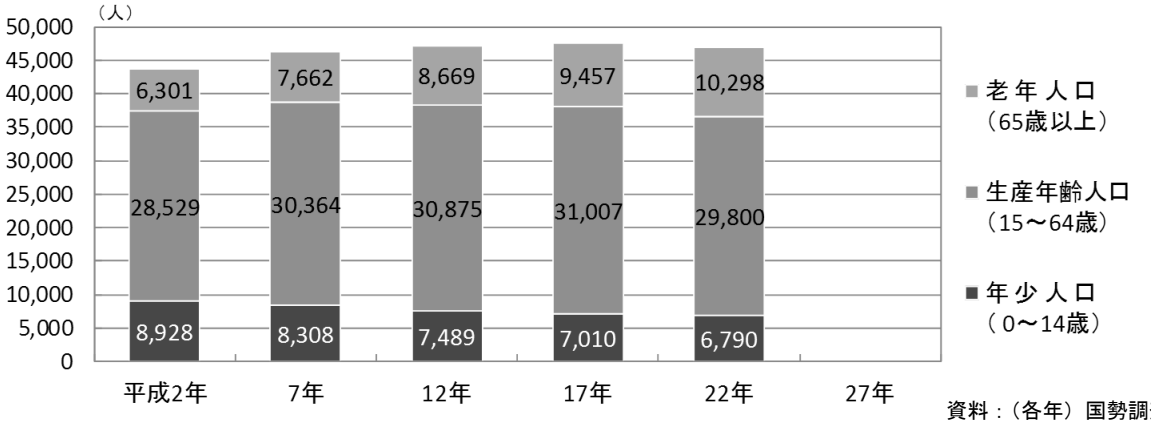

資料：（各年）国勢調査
※平成 27 年は速報値想定

【土地利用、交通条件等】

・本市を地形的要素で見てみると、掛川丘陵、小笠山丘陵、牧之原台地及び牧之原周辺丘陵の丘陵地と、河川の堆積作用によって形成された菊川低地で構成されています。

・本市の東部に日本一の大茶園牧之原台地が広がっており、山林、田畑などの自然的土地利用が多くを占めています。近年、規模としては少ないながら、宅地の増加、田畑の減少が見られます。

■地目別土地利用面積

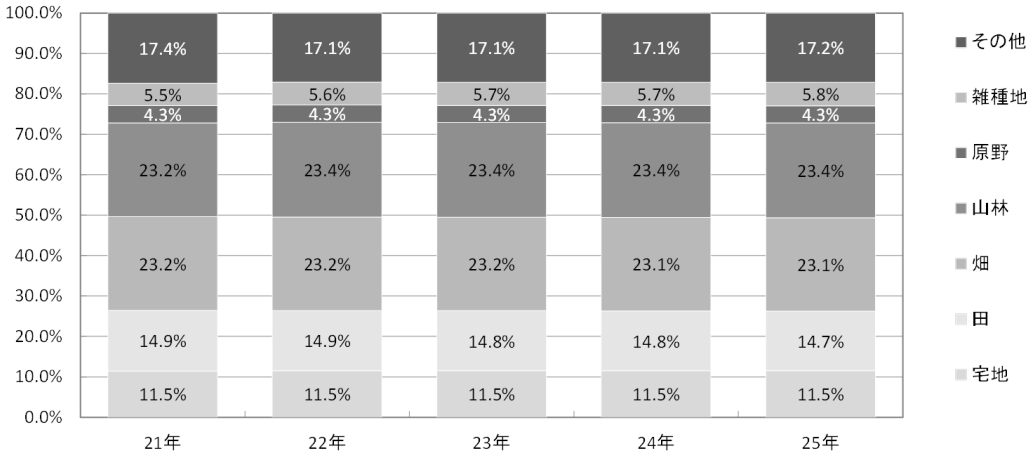

資料：菊川市データルーム平成 26 年度版（税務課「概要調書」各年１月１日現在）

・市の東西方向に高速道路、鉄道が横断し、鉄道駅を中心とした公共交通網が形成されています。インターチェンジの利用については増加傾向が見られます。

■菊川インターチェンジ交通量

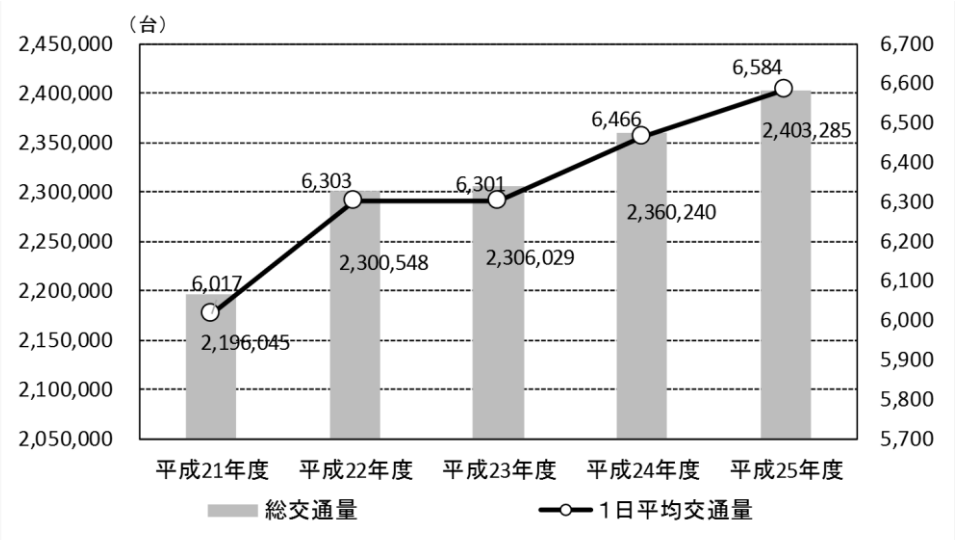

資料：ＮＥＸＣＯ中日本高速道路株式会社

・国勢調査による流出人口は 12,445 人、流入人口は 10,156 人で、流出超過になっています。周辺都市の掛川市、御前崎市、牧之原市等との結びつきが強くなっています。

■通勤・通学流動

	流出人口			流入人口			夜間人口	昼間人口	昼間人口
	総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者			
平成17年	12,395	10,958	1,437	10,105	8,475	1,630	47,474	45,184	95.2
平成22年	12,445	11,097	1,348	10,156	8,694	1,462	47,041	44,752	95.1
平成27年									

（人）

上位５市町	流出総数	通勤	通学	上位５市町	流入総数	通勤	通学
掛川市	5,855	5,460	395	掛川市	4,233	3,727	506
御前崎市	1,440	1,293	147	御前崎市	1,532	1,344	188
牧之原市	1,230	1,223	7	島田市	1,089	908	181
袋井市	739	641	98	牧之原市	869	770	99
浜松市	705	569	136	袋井市	515	460	55

資料：(平成 22 年)国勢調査

※平成 27 年は速報値想定

【産業】

・産業大分類ごとの事業所数をみると、第 3 次産業が多くなっています。平成 21 年～24 年にかけて、とも減少しています。

■事業所の状況

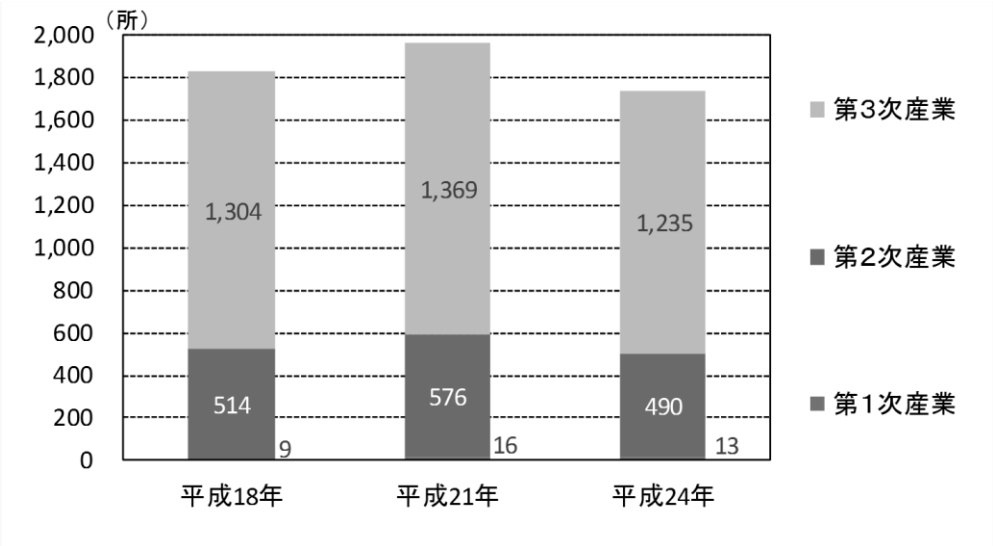

資料：平成 18 年事業所・企業統計調査報告書（平成 18 年 10 月 1 日現在）
平成 21 年経済センサス基礎調査（平成 21 年 7 月 1 日現在）
平成 24 年経済センサス基礎調査（平成 24 年 2 月 1 日現在）

・工業統計調査によると、平成 24 年の事業所数は 199 事業所、従業者数は 7,739 人、製造品出荷額等は 26,473,376 万円となっています。平成 14 年を 1.00 として、各年の推移を整理してみると、平成 15 年～21 年で谷があり、その後回復基調にあることが伺えます。

■工業の状況

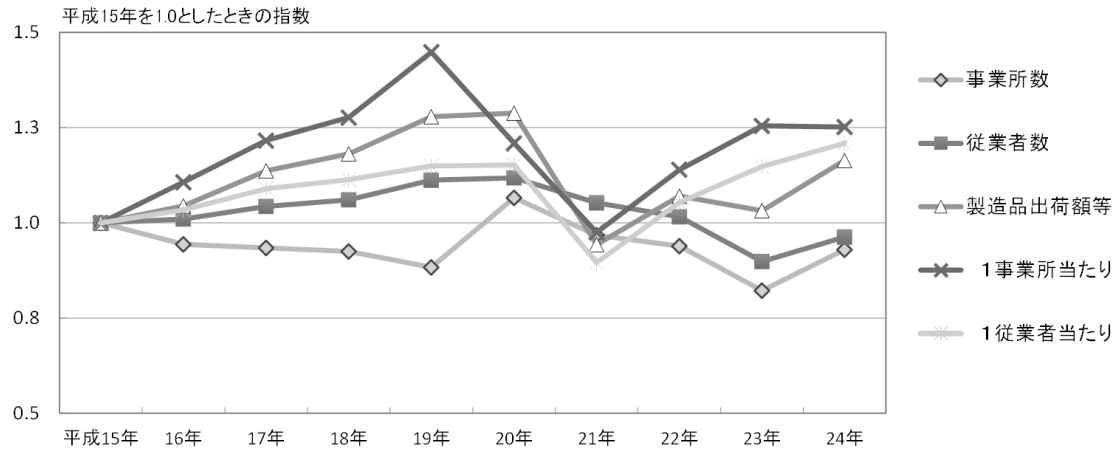

資料：菊川市データルーム平成 26 年度版（工業統計調査）

・平成 24 年時点の商業に関する事業所数は 338 事業所、従業者数は 2,411 人、年間販売額は 52,246,000 万円となっています。平成 6 年との比較では、事業所数、従業者数の継続的な減少、販売額等では一時回復があったものの、近年再び減少となっています。

■商業の状況

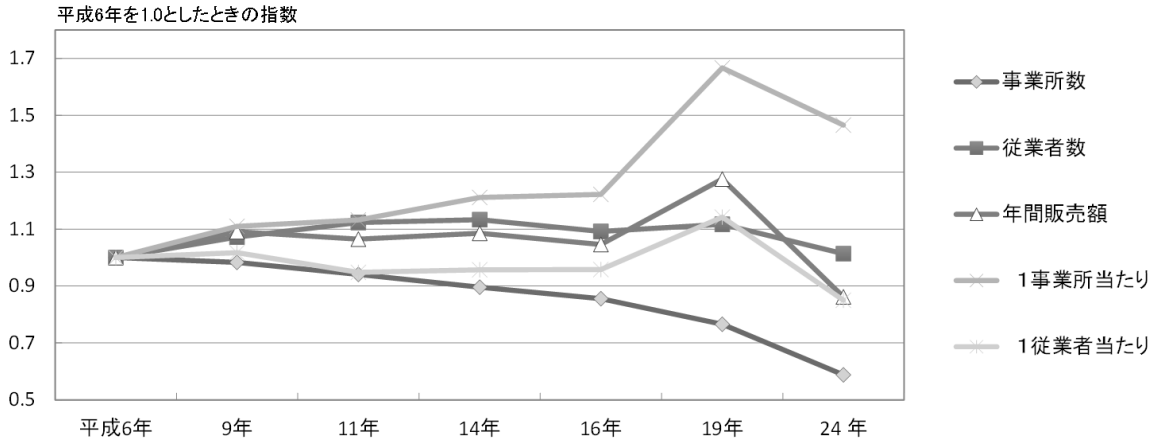

資料：菊川市データルーム平成 26 年度版（商業統計調査・経済センサス）

・本市の特産物となっている茶の生産については、耕地面積の減少とともに、生産量も減少していきています。
・観光客数については近年概ね横ばいですが、宿泊客数の伸びが見られます。

■茶生産の状況

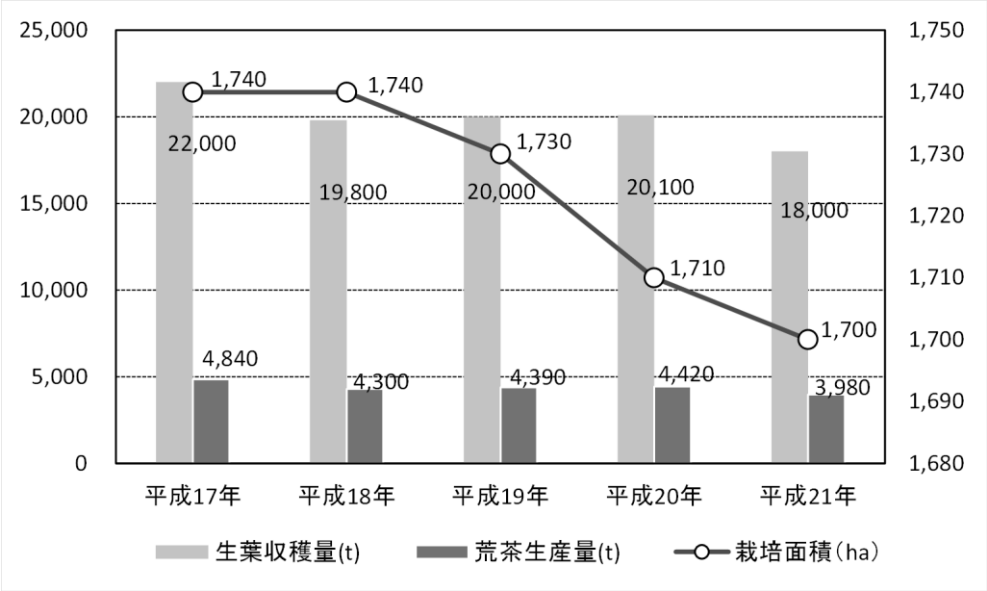

資料：茶生産量市町別統計

■観光客数

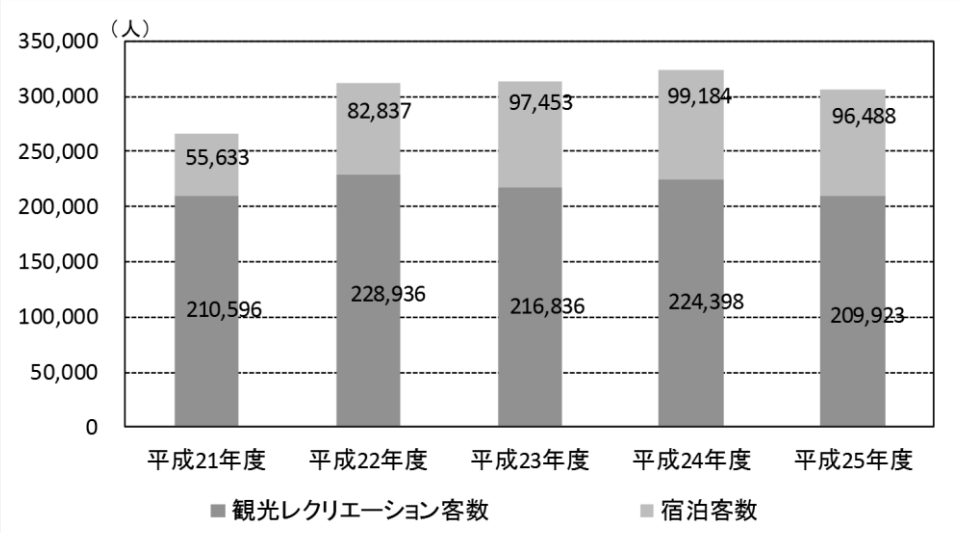

資料：商工観光課（静岡県観光交流の動向）

【財政事情】

・本市の平成 24 年度の歳入額は約 177 億円となっており、ここ数年はおおよそ 170～190 億円の範囲で推移しています。

・財政基盤の状況を示す財政力指数は、おおよそ 0.8～0.7 の範囲で推移していますが、近年は減少傾向となっています。

■財政状況

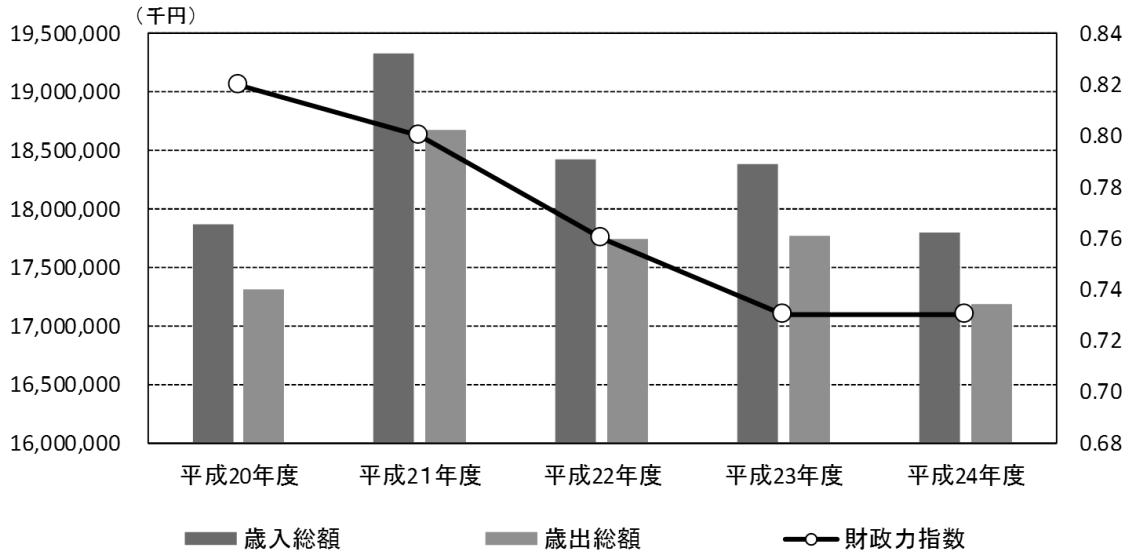

資料：財政課（菊川市事業成果書）（菊川市各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書）

・その他、財政の健全性をあらわす各指標についてみると、将来負担比率の低下により、財政の圧迫度は低減していますが、経常収支比率の上昇により、財政の硬直化がみられます。

■その他財政指数の推移

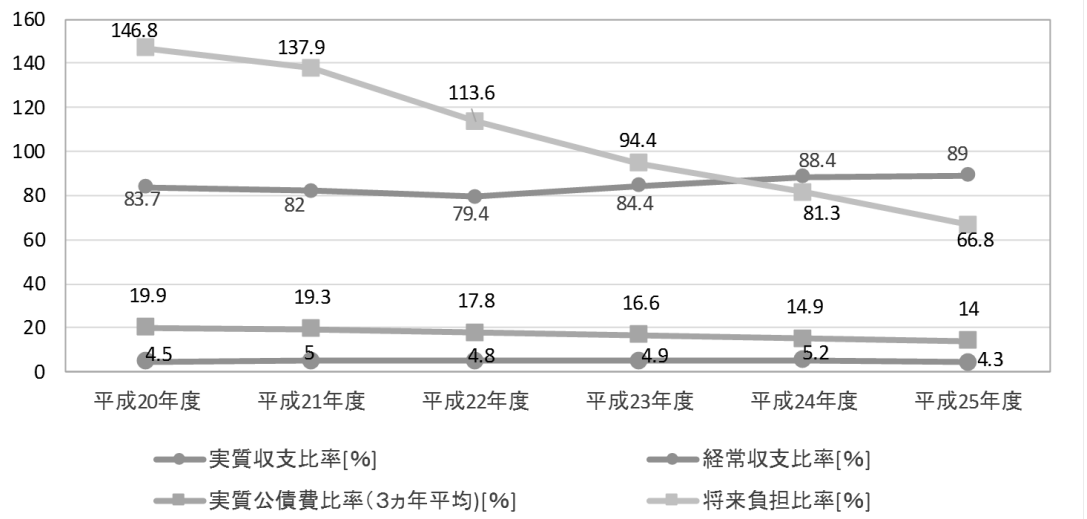

資料：財政課（菊川市事業成果書）（菊川市各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書）

（２）意識調査

第２次菊川市総合計画の策定にあたり、市民目線からみる目指すべきまちの将来像、重点課題の解決・施策展開の方向性を把握するために、「市民」、「企業」、「団体」、「自治会」、「中学生」、「高校生」、「大学生」を対象に意識調査を行いました。

（※　詳細については「第２次菊川市総合計画策定に関する意識調査結果報告書」に掲載）

【一般市民調査結果】　(1,023/2,000票　回収率：51.2%)

・菊川市の魅力としては「自然・緑」、「茶」、「交通利便性」に多くの意見が集まっています。

・住みやすさの評価については、「住みやすい」が７割、「住みにくい」が１割。(なお、地区ごとにみると嶺田、小笠南、小笠東、内田地区などでは評価が低くなっています)。

・市政の重点事項としては、「子どもを産み育てやすい環境づくり」、「元気に暮らせる保健・医療・健康づくり」、「住環境の整備」、「若者の定住・就業の促進」などがあげられています。

■菊川市は住みやすいまちであると感じますか

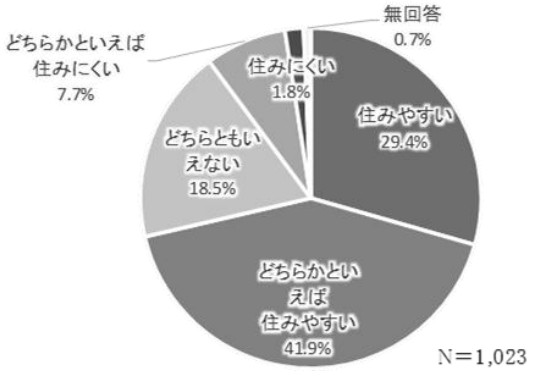

■市政の重点（あなたが市長選に立候補するとしたら、どのような「マニフェスト」を掲げたいと思いますか

【企業調査結果】(58/96票　回収率：60.4%)

・企業活動のしやすさについては、「活動しやすい」が６割、「活動しにくい」が３割となっています。
・経営上の課題については、「利益率の低下」や「人材確保」などが多くなっています。また、「若者の就業への支援」の必要性がいわれています。
・雇用対策・勤労者対策として、「若者や学生の就職活動や就業意識の啓発に対する支援」が求められています。

■菊川市は、全体として企業活動が行いやすい地域だと思いますか

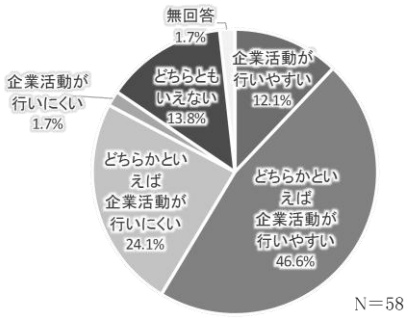

■現在抱えている経営上の問題点は何ですか

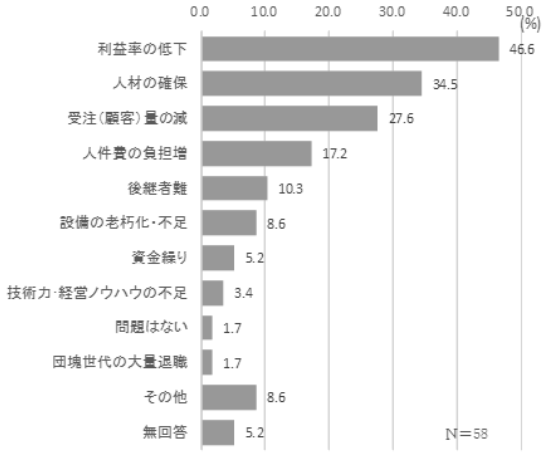

■菊川市における雇用対策・勤労者対策として、どのような取り組みが必要だと思いますか

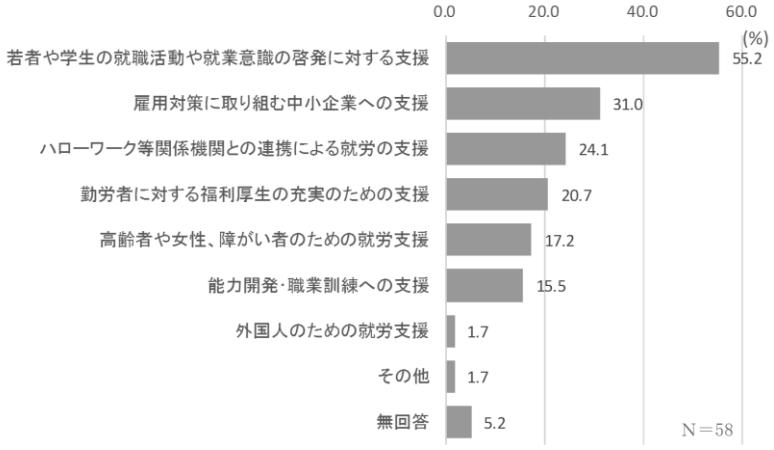

【団体調査結果】(93/145票　回収率：64.1%)

・団体活動のしやすさについては「活動しやすい」が５割、「活動しにくい」が１割となっています。
・団体活動の課題としては「役員等の高齢化」と「会員数の減少」があげられています。
・市政の重点事項としては「子どもを産み育てやすい環境づくり」、「元気に暮らせる保健・医療・健康づくり」、「若者の定住・就業の促進」などがあげられています。

■菊川市は活動しやすいまちであると感じますか

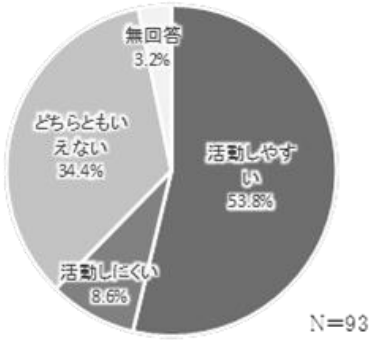

■現在、貴団体が抱えている課題は何ですか

■今後の約１０年間で菊川市が目指すべきまちづくりの方向性は何だと思いますか

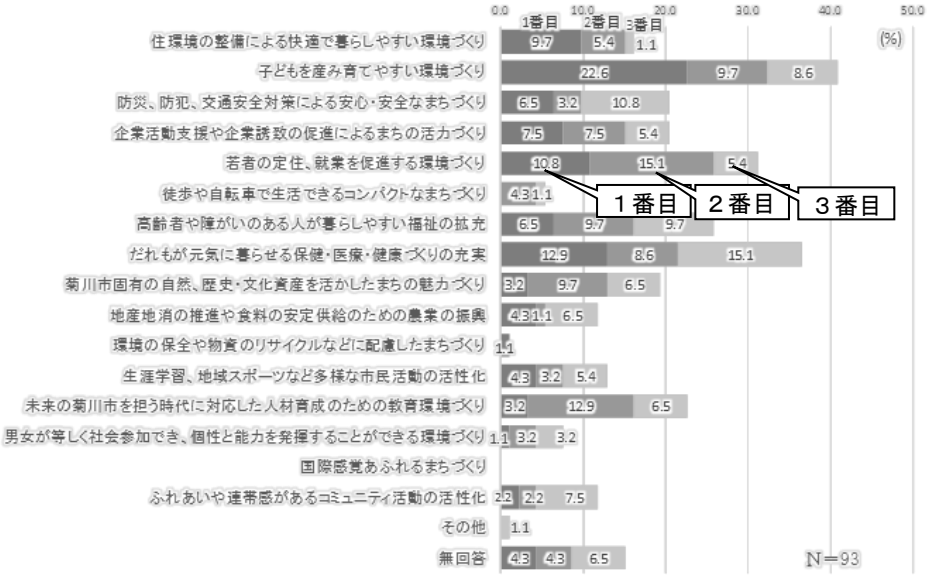

【自治会調査結果】(111/128票　回収率：86.7%)

・自治会活動のしやすさについては、「活動しやすい」が４割、「活動しにくい」が１割程度となっています。
・自治会活動の課題としては「役員選出の調整」、「若者を含めた参加者が少ない」などが多くなっています。
・市政の重点事項としては「元気に暮らせる保健・医療・健康づくり」、「若者の定住・就業の促進」、「子どもを産み育てやすい環境づくり」などがあげられています。

■自治会活動において、菊川市は活動しやすいまちであると感じますか

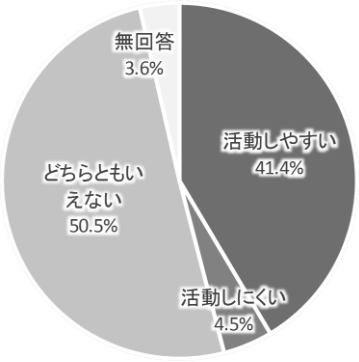

N＝111

■自治会活動を行う上での問題点はありますか

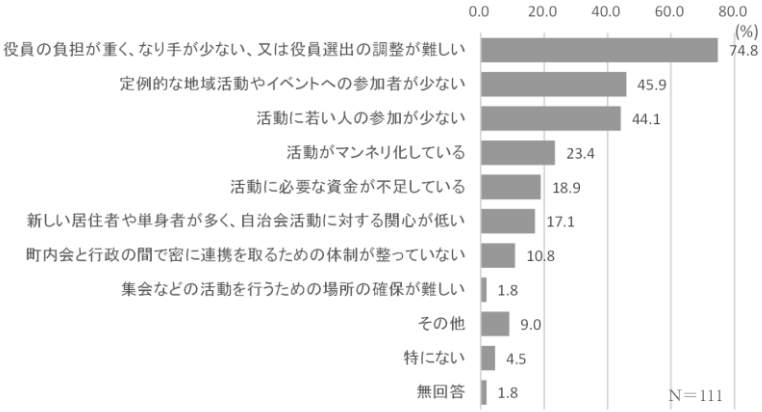

■今後の約１０年間で菊川市が目指すべきまちづくりの方向性は何だと思いますか

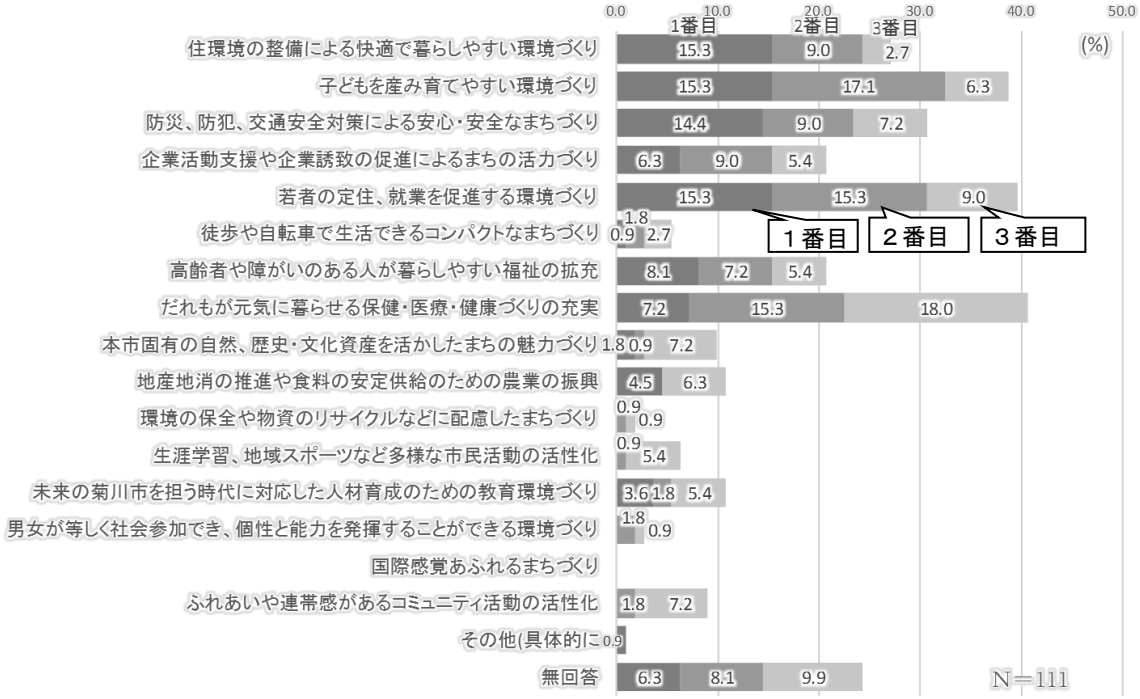

【中学生調査結果】(459/485票　回収率：94.6%)

・住みやすさについては、「住みやすい」が８割、「住みにくい」が２割となっています。
・将来も菊川市に住みたいとする意見は４割となっています。
・市政の重点事項としては「安心安全なまちづくり」、「元気に暮らせる保健・医療・健康づくり」、「住環境の整備」などがあげられています。

■菊川市を住みやすいまちだと思いますか

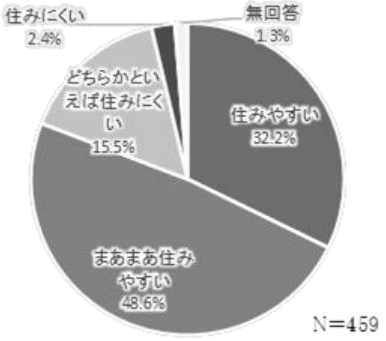

■あなたは、働くようになっても菊川市に住みたいですか。あるいは進学や就職などで、菊川市以外に住むこととなった場合、その後菊川市に戻りたいですか

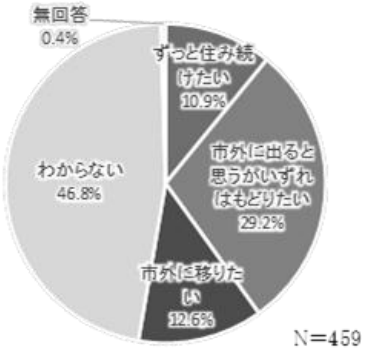

■もしあなたが市長選に立候補するとしたら、どのような「マニフェスト」を掲げたいと思いますか

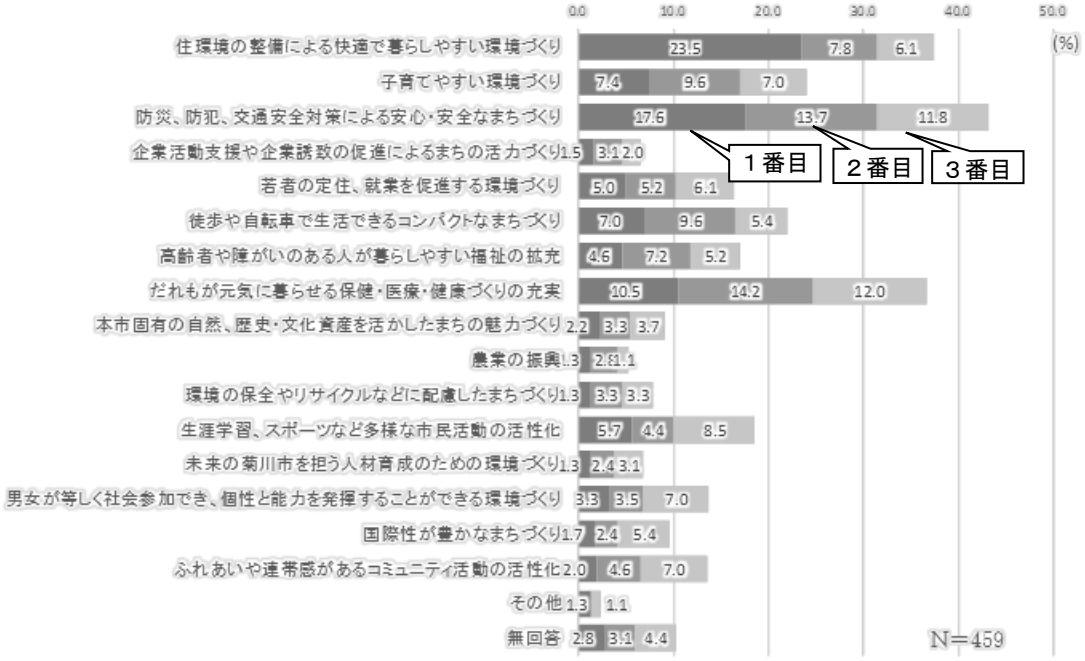

【高校生調査結果】(447/472票　回収率：94.7%)

・住みやすさについては、「住みやすい」が７割、「住みにくい」が２割となっています。
・将来も菊川市に住みたいとする意見は２割となっています。
・市政の重点事項としては「住環境の整備」が最も多くなっています。

■菊川市を住みやすいまちだと思いますか

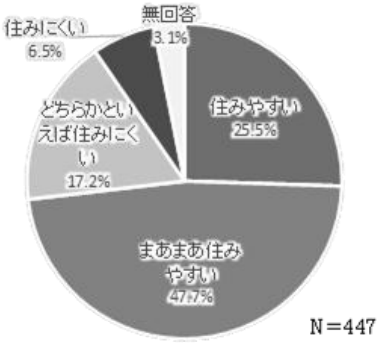

■あなたは、働くようになっても菊川市に住みたいですか。あるいは進学や就職などで、菊川市以外に住むこととなった場合、その後菊川市に戻りたいですか

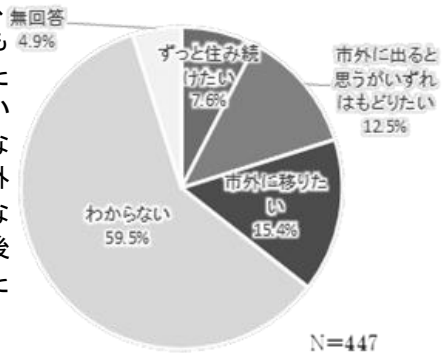

■もしあなたが市長選に立候補するとしたら、どのような「マニフェスト」を掲げたいと思いますか

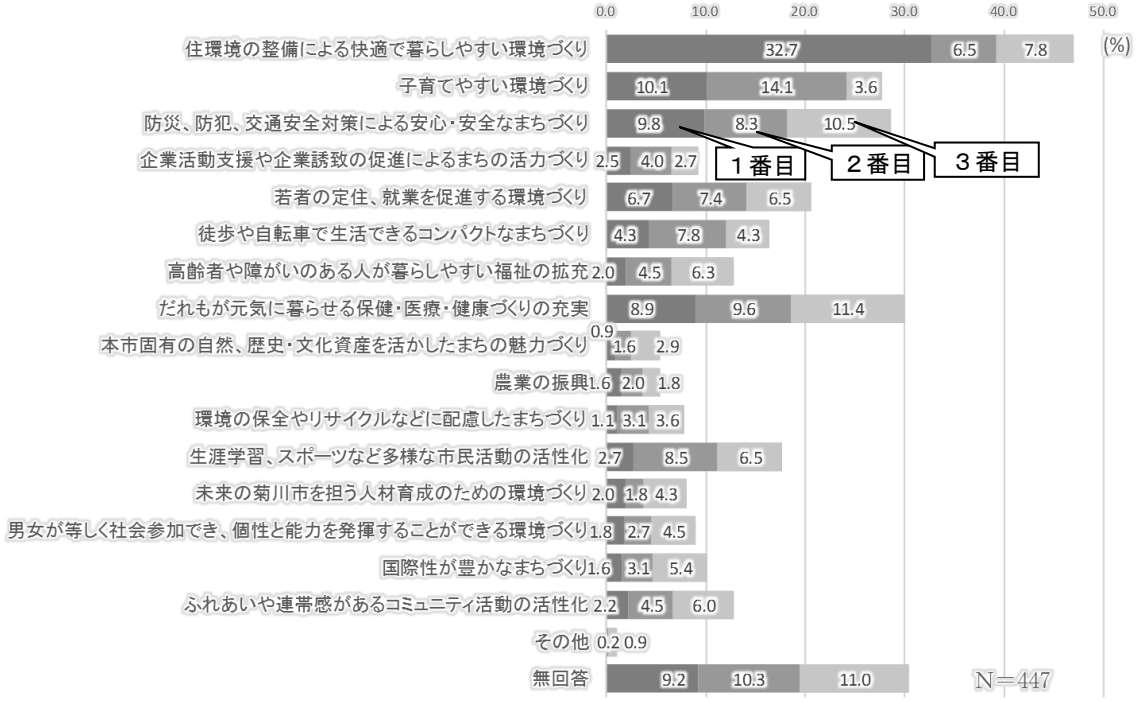

【大学生調査結果】（76/100　回収率：76.0%）

・住みやすさは、「住みやすい」が８割、「住みにくい」が１割となっています。
・将来も菊川市に住みたいとする意見は７割となっています。
・市政の重点事項としては「子どもを産み育てやすい環境づくり」が最も多くなっています。

■菊川市は住みやすいまちであると感じますか

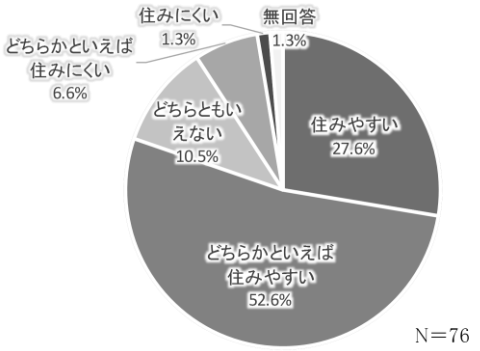

■現在通う学校卒業後、菊川市に住み続けたい（戻りたい）と思いますか

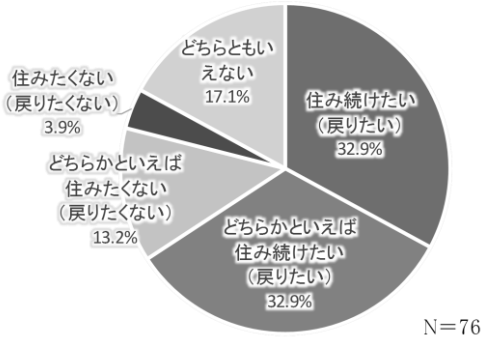

■もしあなたが市長選に立候補するとしたら、どのような「マニフェスト」を掲げたいと思いますか

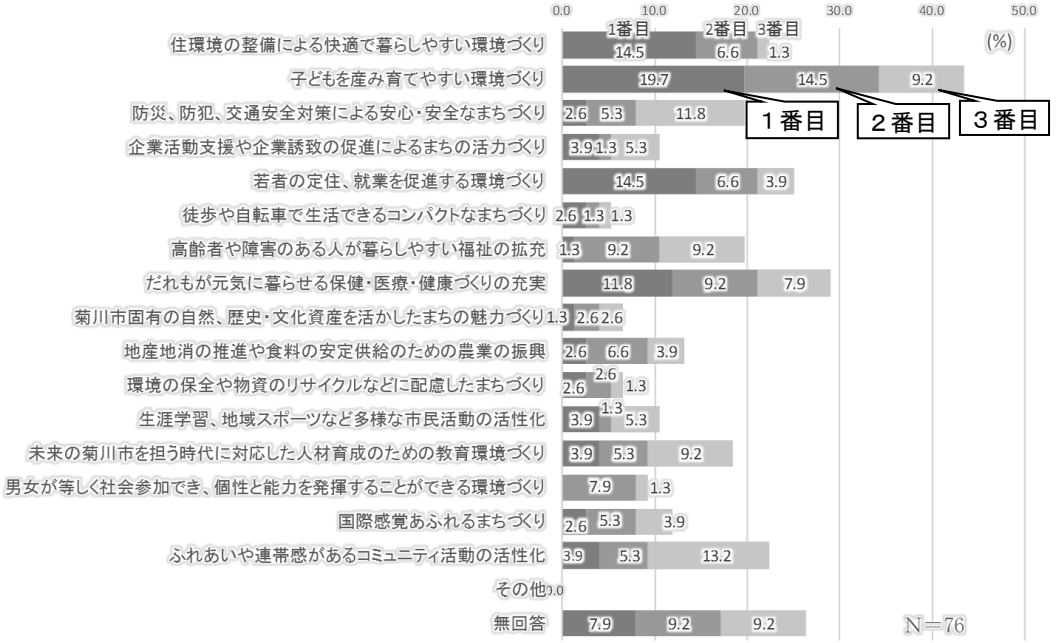

（３）市民からの提案

「未来のきくがわまちづくりワークショップ（in2015)」の開催により、これからの菊川のまちづくりに向けた、具体的な提案事項を示します。

テーマ	Ａ：産業（農工商)、観光	Ｂ：生活（自然）環境、都市基盤、防災	Ｃ：子育て、教育健康福祉
検討事項	◆工業（企業)、商業の産業振興 ◆茶産業・農産業の振興 ◆地域の雇用 ◆観光 等	◆生活（自然）環境の整備 ◆コミュニティの推進 ◆都市基盤・土地利用の推進 ◆安心、安全の確保 等	◆子育て支援 ◆スポーツ、文化の振興 ◆教育（学校教育・生涯学習）の推進 ◆福祉（高齢者・健康づくり・医療）の充実 等
重点的な取組提案	①農商工の活性化 ②６次産業の促進 ③観光資源の整理と効果的なＰＲ	①四季を楽しめる自然味のあるまちづくり ②防災に強いまちづくり ③各年代が参加できるコミュニティ改革	①子育てしやすいまちづくり ②未来の菊川を担う人づくり ③世代間交流できる場づくり

（４）菊川市の特徴

ＳＷＯＴ分析手法の分類により菊川市の特性「強み」「弱み」に区分して整理します。

①ＳＷＯＴ分析について

組織の内部環境を「Ｓ（強み)」、「Ｗ（弱み)」の観点から、組織の外部環境を「Ｏ（機会：プラス要因・追い風)」、「Ｔ（脅威：マイナス要因・逆風)」の観点から整理し、組織の資源と課題を抽出・把握するための分析手法の１つです。

通常、次のような表を用いて分析を行い、事業・施策や政策の選択や集中といった「戦略」を検討・立案するために活用します。

外部環境 内部環境	機会（プラス要因・追い風） （Opportunity）	脅威（マイナス要因・逆風） （Threat）
市の強み （Strength）	**【成長戦略】** 強みによって機会をさらに活かす方向	**【回避戦略】** 強みを発揮して脅威を回避・克服する方向
市の弱み （Weakness）	**【改善戦略】** 機会を逃さないように弱みを改善する方向	**【改革戦略】** 最悪の事態を招かないように弱みを克服し改革する方向

②菊川市の地域特性

成長戦略(強みによって機会をさらに活かす)
①自然資源、風景を活かした菊川市のイメージアップ ②環境と共生するまちづくりの実践 ③子育てしやすい、子どもにやさしいまちとしてのブランド向上 ④ICT環境を活かした教育力の向上 ⑤今後の国際大会開催などを背景にした「スポーツ文化」の醸成 ⑥健康都市としてのイメージアップ ⑦(内陸フロンティアを拓く取組等)広域プロジェクトの推進による市内産業の活性化 ⑧自然資源、特産物の地域ブランドとしてのブラッシュアップや6次産業化などの展開 ⑨「お茶」を活かしたブランドイメージの見直し、更なる発信 ⑩地域のつながりを活かした防災、減災対策の充実 ⑪広域交通アクセス性を活かした公共交通の充実 ⑫菊川駅周辺等の都市拠点の充実 ⑬鉄道駅、IC といった広域交通拠点を中心にした利便性の高い市街地形成を維持 ⑭市民の「地域愛」の醸成や市民参加による、住み良いまちの環境維持

回避戦略(強みで脅威を回避・克服する)
①残存する自然環境の保全と共生 ②生活コストの見直し等経済性を意識した無駄のない日常生活の実践 ③居住や子育て対する環境の優位性を維持 ④伸びのび学ぶことのできる環境の維持 ⑤各世代がスポーツに親しめる環境づくり ⑥既存病院の立地を活かした地域に密着した医療の充実 ⑦地元中小企業等の支援による市内産業力の底上げ ⑧農業生産の体制・環境の改善 ⑨お茶などの市の特産品による地域独自ブランドの確立と収益性の確保 ⑩様々な災害リスクへの対応強化 ⑪既存交通拠点の利用促進 ⑫開発コストを抑えた駅周辺整備の促進 ⑬通過利用者に向けた菊川市のPR等 ⑭転入人口、若年齢層人口の定着による都市活力の維持

改善戦略(機会を逃さないように弱みを改善する)

①自然と調和した屋外環境（施設・公園・空き地等）の整備
②学力の向上、進学に対する相談機会等の充実
③スポーツ、地域文化に対する市民の関心を醸成
④市民の見守りに基づく地域コミュニティ機能の充実（地域福祉の展開）
⑤産業活動における新規参入の促進
⑥菊川の「特産物」のPR
⑦広域交通アクセス性を活かした市外からの人の誘導
⑧災害危険箇所の再確認と地域の協力に基づく整備の推進
⑨広域交通網とのアクセス性向上（コミバス・道路整備等）
⑩菊川駅周辺市街地の改善
⑪生産活動と居住、自然環境のバランスに配慮した市街地形成
⑫住民主体による地域に身近なまちづくりの展開

改革戦略(最悪の事態を招かないように弱みを克服し改革する)

①暮らしに身近な（商店、各種生活サービス機能を有する）施設の確保
②高等・専門性の高い教育機関の誘致検討
③スポーツに親しむ機会の充実、啓発活動の推進
④安定的な財源確保と効率的な福祉サービスの実践
⑤雇用促進策の展開
⑥農業従事者の多面的な確保
⑦菊川駅周辺等の再活性化の推進
⑧ハザードマップ等の見直し、周知
⑨交通機関へ利便向上の要請
⑩公共施設ストックの適切な維持・管理及び整備の推進
⑪菊川駅周辺地域の外部からの吸引力向上
⑫若年世代に対する菊川市の住み良さ等の PR
⑬安心安全な地域生活環境形成

第４章　まちづくりの課題

菊川市の概況整理、市民意向の把握結果をふまえ、今後の計画策定において意識すべき菊川市のまちづくり課題のポイントを以下に整理します。

課題１　既存産業・特産物を活かした地域振興

- 本市の特徴として、農用地面積の割合が多く、今後、耕作放棄地化が進む恐れがあります。このことから、農作放棄地化を未然に防止するとともに、農地の集約化や農産物のブランド化、お茶などの高収益の作物との複合経営などが求められています。
- 市内には一定の工場の立地もみられますが、事業所の減少や集積の低さ、中心市街地（商店街）の衰退化もあり、今後の市の活力低下が一層懸念されます。そのため、高齢化や地産地消、地域密着など新たな時代に対応したにぎわいを創出することが必要です。

課題２　便利で安全・快適な市街地の形成

- 市域北部が台地や丘陵地で、特産である茶畑、田畑が点在しています。動向としては少ないながらも宅地の増加と田畑の減少が見られており、産業、居住、自然のバランスのとれた土地利用が求められます。
- 市内には、東西方向に高速道路、鉄道軸が横断し、インターチェンジ、鉄道駅が立地しています。こうした広域交通網と地域内をアクセスする公共交通網の充実が求められます。
- 発生が想定されている大規模災害、増加する異常気象、自然災害の発生に備えた防災対策の充実が求められます

課題３　家族形成世代の暮らしの安定を保つ

- 人口減少とともに生産年齢人口（15～64 歳）の減少もみられています。また、若年世代の転出もみられ、生産年齢人口の減少により、労働力の低下、まちづくりの担い手不足、税収の減少などの問題が懸念されます。
- 働く世代の就業の場の確保、あるいは子育てしやすいまちといった、市で暮らすことの魅力をＰＲし、定住・交流人口を増やしていくことが必要です。

課題４　少子・高齢社会に応じた社会環境の再整備

- 市の人口は、平成 17 年以降減少に転じ、将来的にも人口減少が見込まれています。全国的にも人口減少が進み、菊川市の人口を維持していくためには、定住人口の増加や若年層、特に子育て世帯が住みやすい地域づくりを進めていく必要があります。
- 若者の出会いから出産、子育て、教育にいたるまでの各段階に応じた多様な子育て支援とともに、女性の就労環境の改善など子育て・教育環境を充実させてい

く必要があります。

- 今後も高齢者の増加が想定されるなか、特に単身高齢世帯の増加も懸念されることから、高齢期にも不安なく生活することができる社会環境の整備が求められます。

課題５　多様な「菊川文化」の醸成

- 都市間競争の激化などをふまえて、他から「選ばれる」ための要素として、菊川の地域に根付いた、教育、文化、スポーツ活動などを通じ、市民が共有し、個性ある文化を磨きあげていくことが必要です。

課題６　菊川らしさの共有と外部に向けた都市イメージの確立

- 菊川らしい、個性ある地域文化や「住み良いまち」といった特性を、「ブランド力」として確立しつつ、外部への発信、訴求力についても向上させていくことが必要です。

課題７　自助・共助・公助による安心安全な環境づくり

- 少子高齢化の一層の進行、犯罪の多様化、将来起こり得る大規模自然災害への対応として、例えば、子育て、教育、防災、高齢期居住の支援といった観点で、安定した地域社会の維持はもちろん、住民による地域まちづくりの観点がますます重要となっています。

第2編　基本構想

第１章　まちの将来像

1　まちづくりの基本理念

平成 17 年合併時の理念を今後も受け継ぐため、第１次計画のまちづくりの理念を継承していきます。

共に生きる　≪共生と協働≫

市民すべてが、地域の人や自然と共に生きるという意識を高め、顔のみえる関係を基本としながら、協調・協力して互いのため、地域のために働くことを重視します。

自らを拓く　≪自立と交流≫

自分たちのまちは自分たちで創るという自己責任を踏まえた考えのもとに、自立した都市をめざすこと、ならびに生涯学習や幅広い世界との交流により、自らについて、より豊かな考え方を拓くことを重視します。

未来へ歩む　≪継承と発展≫

これまでに培った地域の歴史・文化・産業をふまえるとともに、新たな視点による発展を加え、未来に向かって一歩一歩確実に歩みをすすめることを重視します。

2　将来像

まちづくりの理念をふまえ、我が国が少子高齢化・人口減少へと進むなかで、この菊川市でこどもが生まれ、育ち、誰もが不安なく暮らせる環境を維持し、地域資源を見直し、市民の共有のもと、さらに活用しながら、まちの活力を維持していく観点で、将来像を以下のように設定します。

みどり　ときめき　たしかな未来　菊川市

菊川市は、豊かな自然環境を持つ、鮮やかな緑に包まれた地域です。「みどり」は、自然・お茶・農産業・芽吹き（誕生）・若さ・活力・郷土・安全安心などが連想され、その一つひとつが、まちづくりに必要なキーワードでもあります。

この「みどり」を活かし、市の発展性、将来への希望、恋愛、結婚、生活など喜びや期待に心がおどるようなまちづくりを目指します。

また、これからの菊川市の未来が、魅力があり、幸せな生活環境、「住んでよかった、住みたくなるまち」として、これからも未来へ繋げ、継承し、持続可能なまちを将来像とし、まちづくりを進めていきます。

この将来像は、第２次菊川市総合計画の計画期間である平成 37 年（西暦 2025 年）の「あるべき姿」として設定しまちづくりを進めていきます。

「みどり」

◆自然・お茶・農産業・芽吹き（誕生）・若さ・活力・郷土・安全安心など、あふれる自然、大切にしたいふるさと、良好な環境をイメージした言葉で、合併時の新市将来構想や第１次菊川市総合計画からも継承するものになります。

「ときめき」

◆これからの市の発展性、将来への希望、恋愛、結婚、人口増などをイメージしています。

「たしかな未来」

◆菊川市をこれからも未来へ繋げ、継承し、持続していくことをイメージしています。

第２章　めざすまちづくりの方向性

1　目標人口

菊川市の将来人口の推計については、国勢調査結果による推計（国立社会保障・人口問題研究所推計）により、男女別５歳階級別人口の実移動状況と、出生率、出生率と出生性比、生残率の設定に基づく、「コーホート法」により実施しています。

◆菊川市将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）

平成（西暦）	28年（2016）	29年（2017）	30年（2018）	31年（2019）	32年（2020）	33年（2021）	34年（2022）	35年（2023）	36年（2024）	37年（2025）
人口	46, 107	45, 913	45, 719	45, 525	45, 332	45, 090	44, 849	44, 607	44, 366	44, 129

この国勢調査による推計値（社人研推計）を基本としつつ、施策実施効果として、出生率向上と、移動率抑制が実現されたものとして、平成 37 年（２０２５年）までに約 700 人増となる値を設定します。

◆菊川市の将来人口推計（市独自）

平成（西暦）	28年（2016）	29年（2017）	30年（2018）	31年（2019）	32年（2020）	33年（2021）	34年（2022）	35年（2023）	36年（2024）	37年（2025）
人口	46, 301	46, 029	45, 894	45, 758	45, 622	45, 465	45, 308	45, 150	44, 993	44, 836

第２次総合計画では、この人口ビジョンによる将来人口をふまえて、目標年次時点（２０２５年）の人口を、本計画の目標人口として設定します。

２０２５年（平成３７年）

４５，０００人

菊川市の将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）
（人）
47,500
45,000
42,500
40,000
37,500
35,000
32,500
30,000
46,107
45,913
45,719
45,525
45,332
45,090
44,849
44,607
44,366
44,129
平成28年（2016）
平成29年（2017）
平成30年（2018）
平成31年（2019）
平成32年（2020）
平成33年（2021）
平成34年（2022）
平成35年（2023）
平成36年（2024）
平成37年（2025）
年度（西暦）

施策実施効果

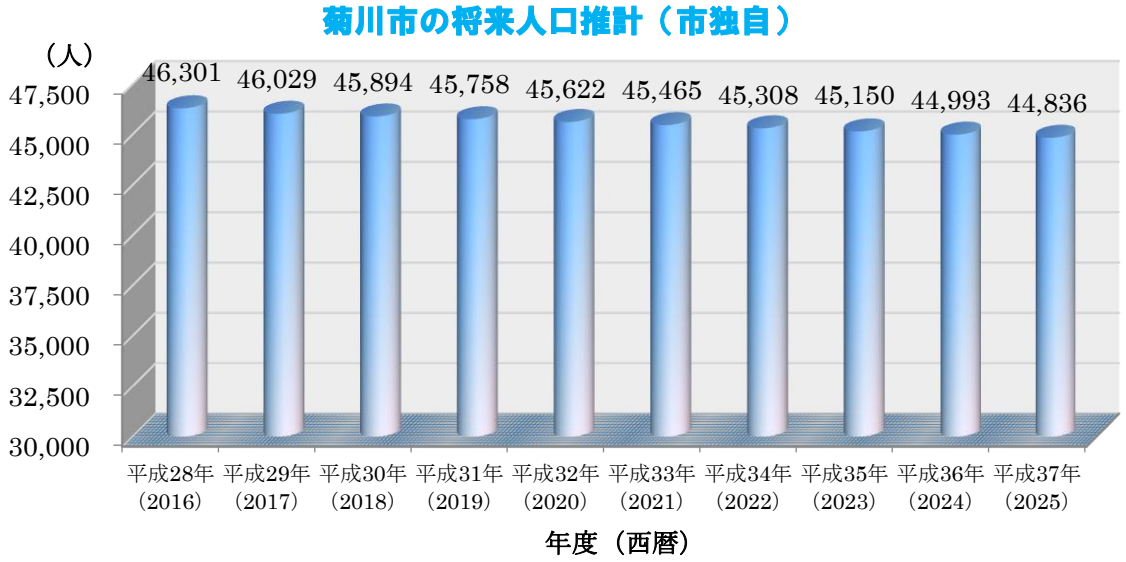
菊川市の将来人口推計（市独自）
（人）
47,500
45,000
42,500
40,000
37,500
35,000
32,500
30,000
46,301
46,029
45,894
45,758
45,622
45,465
45,308
45,150
44,993
44,836
平成28年（2016）
平成29年（2017）
平成30年（2018）
平成31年（2019）
平成32年（2020）
平成33年（2021）
平成34年（2022）
平成35年（2023）
平成36年（2024）
平成37年（2025）
年度（西暦）

2　将来都市構造

（１）基本的な考え方

持続する都市として必要な土地利用、都市機能の維持、確保を図り、適正な人口規模を維持していくための、将来の都市構造のあり方を示します。

●自然に親しめる空間形成

市全域に広がる茶園や田園、菊川をはじめとする河川や里山などの自然環境の保全・共生を図り、人々がふれあい親しめる空間とします。

●都市活動のステージをつくる

東名高速道路、ＪＲ東海道線といった広域交通網と市域との結節点となるインターチェンジ、駅を位置づけ、都市機能の維持、確保と交流を促す拠点、軸機能を充実します。

● 地域間と広域のネットワークの充実

市の中心部と地域の拠点を結ぶ道路網の整備を推進するなど、市内のネットワークを充実と、幹線道路などを積極的に活かした広域的な交流・連携を推進します。

基本的な考え方は、一般的ではなく、菊川市にあった菊川市に特化した内容で掲載してください。

（２）将来都市構造

区　分	内　容
都市拠点	・菊川駅周辺、菊川ＩＣ周辺、中央公民館を含む一体の都市機能集積を図ります。
都市軸	・東名高速道路、ＪＲ線、県道掛川浜岡腺ＢＰについて位置づけ、市内外を結ぶ広域交通網を形成します。
地域コミュニティゾーン	・地域のコミュニティ施設を核とした生活に身近な行政サービスを充実します。 ・「地域コミュニティゾーン」相互や「市街地ゾーン」との連携を図ります。
市街地ゾーン	・商業・業務系機能などの強化を進めながら土地利用を高度化し、まちの象徴的な空間となるようにします。
産業ゾーン	・東名高速道路や隣接する富士山静岡空港など広域交通拠点との隣接性をいかし、既存産業の振興や新たな業種・業態の導入を促します。
緑・茶園ゾーン	・茶の生産環境の維持・保全を図ります。 ・自然生態系、地域振興、周辺の土地利用に配慮し、観光・レクリエーション、学習等の場として活用します。
緑・田園ゾーン	・河川沿いの平坦部について、優良な農地の保全に努めます。 ・生産性の向上に向けた基盤整備を進めます。
親水ゾーン	・菊川をはじめとする河川と沿川部について、自然の景観の保全とともに、河川の浄化や親水性を高めます。
里山ゾーン	・棚田・雑木林などの良好な里山の環境や景観、歴史や伝統を踏まえた文化資源の保全に努めます。

■将来都市構造概念図

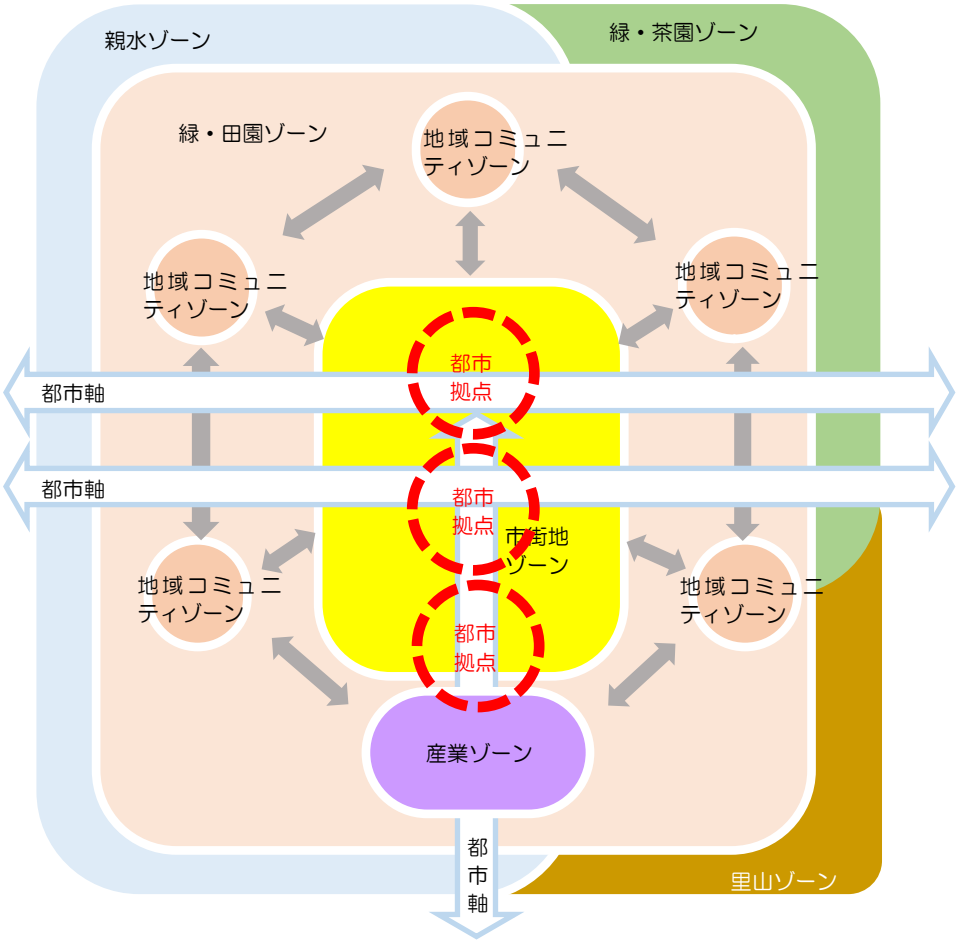
親水ゾーン
緑・茶園ゾーン
緑・田園ゾーン
地域コミュニティゾーン
地域コミュニティゾーン
地域コミュニティゾーン
都市拠点
都市軸
都市軸
都市拠点
市街地ゾーン
地域コミュニティゾーン
地域コミュニティゾーン
都市拠点
産業ゾーン
都市軸
里山ゾーン

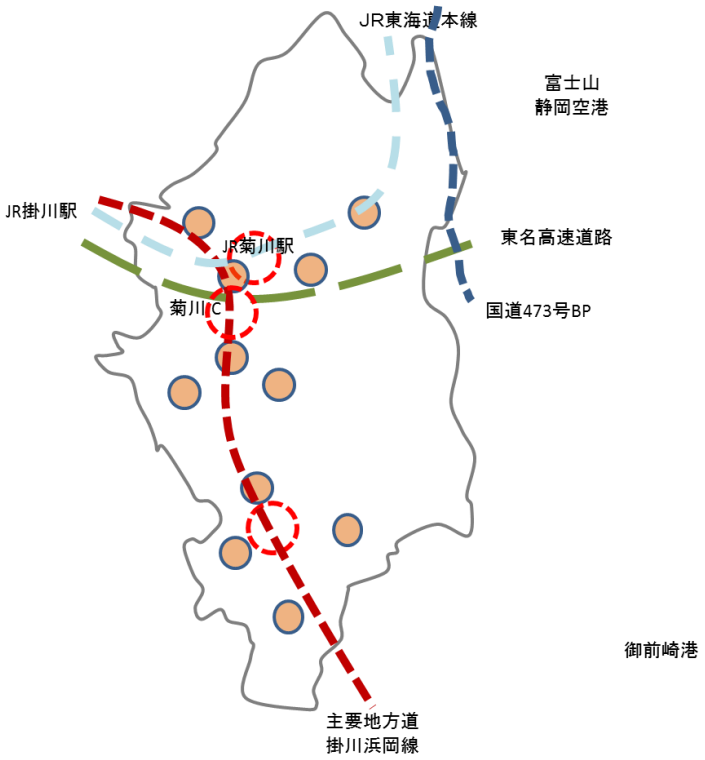
JR東海道本線
富士山
静岡空港
JR掛川駅
JR菊川駅
東名高速道路
菊川IC
国道473号BP
御前崎港
主要地方道
掛川浜岡線

3　基本目標

まちの将来像の実現に向けて、各分野で取り組むまちづくりの基本的な方向性を示すため、以下の５つの方針を掲げます。

目標１「子どもがいきいき育つまち」

○「子育て」、「教育」環境の充実等による次世代の育成支援を強化していくことにより、「菊川」で子どもが生まれ、育ち、「菊川」に住み続けるまちとしていきます。

目標２「健康で元気に暮らせるまち」

○「菊川」で育まれてきた地域文化や、「住み良いまち」としての評価を維持しながら、市民誰もが健康で豊かに暮らせる環境づくりや、市民自らの健康づくり等への取り組みを支援していきます。

目標３「活気があふれ地域の良さを伸ばすまち」

○深蒸茶発祥地としての特徴、また、高速道路、鉄道の広域交通網との良好なアクセス性などの「菊川」ならではの資源や優位性を活かし、市内はもとより、市外にも情報を発信しながら、更なる「産業力」の維持・向上を図ります。

目標４「快適な環境で安心して暮らせるまち」

○茶畑が広がる丘陵地や菊川などの河川を軸とした水と緑の自然の保全と鉄道駅周辺の機能充実や市内の公共交通網の利便性向上などにより、利便性の高い市街地整備のバランスのもと、市民の生活利便性の確保と、不安なく安定して暮らせる環境づくりを進めます。

目標５「まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち」

○「菊川」のまちづくりを進めるために、多様な主体が支え合い、共に考え、行動するまちにしていきます。

第３章　政策の大綱

計画期間における目指すべき将来像とその実現を支える基本目標、政策体系を以下に示します。

【将来像】

みどり　ときめき　たしかな未来　菊川市

基本目標１
「子どもがいきいき育つまち」

- ○子育て支援の充実
- ○子育て環境の充実
- ○学校教育の充実・教育力の向上
- ○文化・スポーツの振興
- ○地域文化の継承

基本目標２
「健康で元気に暮らせるまち」

- ○健康・長寿社会の形成
- ○医療体制の充実
- ○多様な福祉サービスの充実
- ○介護保険事業の推進
- ○社会教育・いきがいづくりの推進

基本目標３
「活気があふれ地域の良さを伸ばすまち」

- ○農業振興と次世代農業の育成
- ○商工業の活性化
- ○企業誘致の推進・創業支援の充実
- ○地域ブランド・特産品の開発
- ○ワークライフバランス・雇用の確保

基本目標４
「快適な環境で安心して暮らせるまち」

- ○循環型社会の推進
- ○定住基盤の整備
- ○防災・減災、安全な生活環境の確保
- ○都市拠点・市街地の整備推進
- ○道路・交通網の整備

基本目標５
「まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち」

- ○市民活動の推進
- ○地コミュニティの充実
- ○若者の集まるコミュニティの形成
- ○連携・協働のまちづくりの推進
- ○菊川市のイメージアップと PR の推進

第４章　基本目標別取組

基本目標１　子どもがいきいき育つまち

１

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）

◇

（２）

◇

（３）

◇

●関連計画

２

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

３

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

4

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

5

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

基本目標２　健康で元気に暮らせるまち

1

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

２

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

３

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

4

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

5

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

基本目標３　活気があふれ地域の良さを伸ばすまち

1

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

２

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

３

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

4

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

5

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

基本目標４　快適な環境で安心して暮らせるまち

1

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

２

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

３

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

基本目標４　快適な環境で安心して暮らせるまち

4

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

5

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

基本目標５　まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち

１

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

２

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

３

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

4

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）
◇

（２）
◇

（３）
◇

●関連計画

５

●現状・課題

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			５年後	年後

●施策

（１）

◇

（２）

◇

（３）

◇

●関連計画

第５章　基本構想の推進に向けて

基本構想を推進していく上で留意すべき基本的な考え方を示します。

（１）協働と自主自立によるまちづくりの浸透と実践

協働と自主自立によるまちづくりとは、市民と事業者、行政がそれぞれの役割を持って、お互いに協力し、自分たちのまちのことは自分たちで決めるという責任を持ってまちづくりに取り組むものです。これを浸透させるには、市民と事業者、行政がお互いを良きパートナーとして、それぞれの特徴や役割を理解し、対等の関係でまちづくりに取り組みことが重要です。

（２）地方創生に基づく取り組みの重点的な推進

本市への人口定着及び市民の豊かな暮らしの実現に向けて、国の地方創生の取り組みに歩調をあわせ、先行事業となる活性化の取り組みについて市をあげて、重点的な取り組みとして推進していくことが重要です。

（３）ＰＤＣＡサイクルに基づく構想の進行管理・評価

進行管理・評価は、以下の通りＰＤＣＡサイクルを総合計画に基づいて実施される施策・事業について実行することで行います。

より効果の高い施策・事業の展開を図るため、施策・事業の評価（Ｃｈｅｃｋ）と施策・事業の見直し（Ａｃｔｉｏｎ）については、施策・事業実施後の事後評価を行い、これに基づいて各施策・事業について新設、拡充、縮小、廃止などの見直しの方向性の立案を行うとともに、実施前の事前評価をフィードバックしていきます。

（４）行政経営の観点からの信頼される市政運営の推進

行政経営に、民間の企業経営では当たり前となっている、何のために行うのかというビジョン設定、継続的に成長していくための戦略作成、ヒト・モノ・カネ・情報という資源を効率的・効果的に使用し、持続的に発展させていく基本的な考え方を取り入れることにより、市民から信頼される市政運営が図られます。

そのため、行政運営の手法についても、民間企業の経営手法を参考とし、独自の行政経営手法を確立する必要があります。

（５）財政の将来の見込み

総合計画を適切に進めていくための前提となる、将来の菊川市の財政見通しについては、総合計画の将来像を達成するための事業を基に、「菊川市長期財政計画」を別に定めています。

（６）各部門の重点課題の明確化と柔軟かつ機動的な取り組みの確立

変化に柔軟かつ機動的に対応し行政を運営していくために、各部が重点課題の設定や取り組む施策・事業、目標を明確にし、職員が一丸となって責任を持って取り組みます。また、緊急に対応すべき課題に対しては、プロジェクトチームなどの横割り組織を積極的に活用する手法の確立を図ります。

第3編　資料編

1　第２次菊川市総合計画策定体制と市民参加

第２次菊川市総合計画を円滑かつ効率的な策定に資するため、次の組織を設置し策定しました。

また、市民の意向や意見、要望などを反映させるため、次の市民参加を行い計画全般にわたり市民参加に努めました。

(1) 菊川市総合計画審議会　＜菊川市総合計画条例＞

目的	基本構想の策定及び進捗、検証に関する事項を調査・審議する組織。
役割	総合計画案について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申を行う。また、総合計画の進捗や検証についても調査審議します。
対象	公共的団体が推薦する者、学識経験のある者、市長が必要と認める者から15人以内で構成します。

菊川市総合計画審議会名簿　　※会長・副会長以外の掲載順は五十音順

役職	氏名	現職若しくは勤務先	選出区分
会長	西野　勝明	静岡県立大学　経営情報学部 大学院経営情報イノベーション研究科　教授	第２項第２号
副会長	齋藤　久司	菊川市連合自治会　会長	第２項第３号
委員	天野　幸男	社会福祉法人白翁会　理事長	第２項第３号
委員	岩水　素江	菊川市スポーツ推進審議会　会長	第２項第１号
委員	内山　博幸	菊川市消防団長	第２項第１号
委員	大橋眞佐美	菊川市社会福祉協議会　副会長	第２項第３号
委員	加藤百合子	㈱エム・スクエアラボ　代表取締役	第２項第３号
委員	鈴木久美子	常葉大学短期大学部保育科　教授	第２項第２号
委員	橋本　勝弘	静岡県西部地域政策局　局長	第２項第１号
委員	久村　孝治	㈲ライトスクエア　社長	第２項第３号
委員	藤川　伸二	フジオーゼックス㈱　取締役　総務部長	第２項第３号
委員	堀川　佳通	茶づくり堀川園　店長	第２項第３号
委員	松村　奈津	菊川市女性消防団リーダー	第２項第１号
委員	八木　武則	㈱フジヤマ　技術顧問	第２項第３号
委員	山口　久芳	静岡大学　特任教授 （大学院教育学研究科教育実践高度化専攻）	第２項第２号

選出区分　＜第２項第１号＞　公共的団体が推薦する者
＜第２項第２号＞　学識経験のある者
＜第２項第３号＞　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(2) 菊川市総合計画庁内策定委員会　＜菊川市総合計画庁内策定委員会要綱＞

目的	総合計画の原案を作成する組織。
役割	総合計画に関する計画原案を作成します。
対象	副市長を委員長に、教育長、各部長職をもって構成します。

菊川市総合計画庁内策定委員会名簿

役職	氏名	職名
委員長	石田　辰芳	副市長
副委員長	石原　　潔	教育長
委員	河本　大輔	総務部長
委員	浅羽　睦巳	危機管理部長
委員	赤堀　慎吾	企画財政部長
委員	澤島　延行	生活環境部長
委員	五島　將行	健康福祉部長
委員	加藤　容章	建設経済部長
委員	原田　修一	教育文化部長
委員	坂部　浩之	消防長
委員	野賀　　済	病院事務部長

(3) 菊川市総合計画庁内策定部会　＜菊川市総合計画庁内策定委員会要綱＞

目的	総合計画の素案を作成する組織。
役割	各部局の計画素案作成のため資料収集等を行い素案を作成します。
対象	各部長、課長で構成します。

菊川市総合計画庁内策定部会名簿　（部会長：◎　副部会長：○）

【第１部会】 協働・広域・行財政 交通・防犯	【第２部会】 生活環境・福祉・医療 教育・文化・スポーツ	【第３部会】 産業・経済・都市基盤 防災・防犯・交通安全
◎　総務部長	◎　健康福祉部長	◎　建設経済部長
○　企画財政部長	○　生活環境部長	○　危機管理部長
○　議会事務局長	○　教育文化部長	○　消防長
総務課長	○　病院事務部長	建設課長
秘書広報課長	市民課長	都市政策課長
地域支援課長	環境推進課長	都市整備課長
企画政策課長	下水道課長	商工観光課長
財政課長	水道課長	農林課長
税務課長	小笠総合ｻｰﾋﾞｽ課長	茶業振興課長
会計課長	福祉課長	危機管理課長
監査委員事務局長	長寿介護課長	消防総務課長
	健康づくり課長	消防警防課長
	病院総務課長	消防署長
	病院経営企画課長	消防予防課長
	教育総務課長	
	学校教育課長	
	幼児教育課長	
	社会教育課長	
	図書館長	

(4) 意識調査

目的	市民のまちづくりに対する意見等を把握し、総合計画策定のための基礎資料とします。
内容	市民、企業、団体や学生（若い世代）のまちづくりに対する意識を調査し、総合計画で取り組むべき課題などを分析します。
対象	市民、企業・事業所、団体、自治会長、中学生、高校生、大学生等

◆団体とは、市内で公共・公益的な活動を行う団体です。
◆中学生とは、菊川西中学校、菊川東中学校、岳洋中学校、牧之原中学校、常葉学園菊川中学校の生徒です。
◆高等生とは、小笠高等学校、常葉学園菊川高等学校、菊川南陵高等学校の生徒です。
◆大学生等とは、菊川市出身の現役大学生、短期大学生、専門学校生などです。

(5) 市民ワークショップ（未来のきくがわまちづくりワークショップin2015）

目的	広く市民の意見を求める機会を設定します。
内容	各分野において、市民の皆さまと意見交換させていただき、広く市民の意見を求めます。
対象	各分野に関係する団体や市民

(6) パブリックコメント

目的	基本構想（案）について市民から意見を求めます。
内容	総合計画の原案を事前公表して、広く市民の意見や、情報提供を求めることによって、行政運営の構成の確保と透明性の向上を図ります。
対象	市民等

＜総合計画策定組織図＞

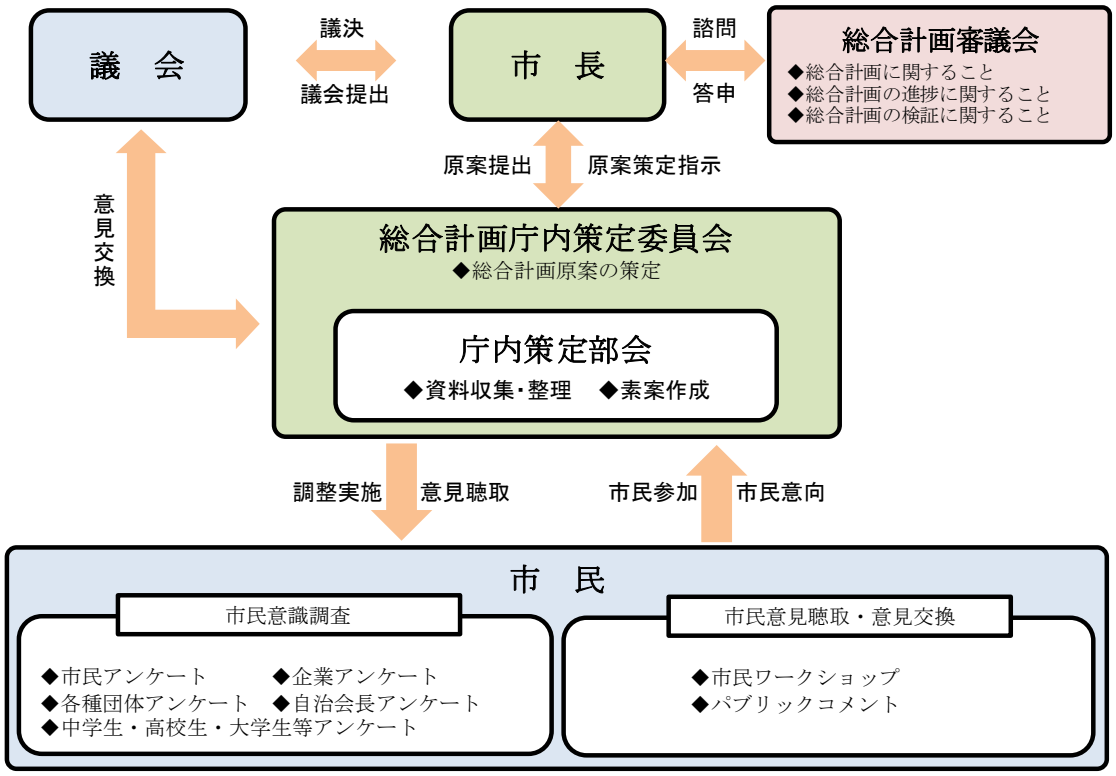

2　菊川市総合計画条例

菊川市総合計画条例
（趣旨）
第１条　この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　総合計画　市の最上位の計画として、将来における市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針を示すものであって、基本構想及び実行計画から成るものをいう。
（２）　基本構想　市が目指すべき将来像及びその将来像を実現するための基本目標を示すとともに、その基本目標を踏まえた市政の各分野における施策及びその基本的方向を総合的かつ体系的に示すものをいう。
（３）　実行計画　基本構想に基づく施策を実現するために実施する具体的な事務事業を示すものをいう。
（総合計画の策定）
第３条　市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。
（策定方針）
第４条　市長は、総合計画を策定しようとするときは、総合計画が市の最上位の計画として位置付けられるものであることを踏まえ、総合的見地からこれを策定するものとする。
２　市長は、総合計画を策定しようとするときは、その時々の地域の実情、社会経済情勢の変化、財政状況等を勘案し、これらに適合するようにこれを策定するものとする。
３　市長は、総合計画を策定しようとするときは、広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じた上で、これを策定するものとする。
４　前３項の規定は、総合計画の変更について準用する。
（基本構想の策定）
第５条　市長は、前条に規定する策定方針に基づき、基本構想を策定するものとする。
（菊川市総合計画審議会への諮問）
第６条　市長は、基本構想を策定しようとするときは、あらかじめ、第 12 条に規定する菊川市総合計画審議会に諮問するものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
（議会の議決）
第７条　市長は、前条に規定する手続を経た後、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
（実行計画の策定）
第８条　市長は、基本構想に基づき、実行計画を策定するものとする。
（総合計画の公表）
第９条　市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。
（総合計画策定後の措置）
第 10 条　市長は、総合計画に即した総合的かつ計画的な市政の運営を図るために必要な措置を講ずるものとする。
２　市長は、総合計画の実施の状況について、公表するものとする。
（総合計画と市政の各分野における計画との整合）
第 11 条　市は、市政の各分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
（菊川市総合計画審議会の設置）
第 12 条　総合計画を策定し、及び総合計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、菊川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（審議会の所掌事務）

第 13 条　審議会は、次に掲げる事務を所掌する。
（１）　基本構想に関し、第６条に規定する事項を処理すること。
（２）　総合計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施の状況を調査審議すること。
（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を処理すること。
（審議会の組織）
第 14 条　審議会は、委員 15 人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
（１）　公共的団体が推薦する者
（２）　学識経験のある者
（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
（審議会の委員の任期）
第 15 条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（審議会の会長及び副会長）
第 16 条　審議会に会長及び副会長１人を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（審議会の会議）
第 17 条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（審議会の意見の聴取等）
第 18 条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審議会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
（審議会の庶務）
第 19 条　審議会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。
（審議会の運営）
第 20 条　第 12 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
（委任）
第 21 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この条例は、この条例の施行の日以後に策定される総合計画について適用する。
（菊川市総合計画策定委員会条例の廃止）
３　菊川市総合計画策定委員会条例（平成 17 年菊川市条例第 166 号）は、廃止する。

3　菊川市総合計画庁内策定委員会要綱

菊川市総合計画庁内策定委員会要綱
（設置）
第１条　菊川市総合計画条例（平成 26 年菊川市条例第 16 号）第２条第１号に定める菊川市総合計画（以下「総合計画」という。）の円滑かつ効率的な策定に資するための庁内組織として、菊川市総合計画庁内策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
（１）　総合計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
（２）　総合計画の策定に関する必要な資料の収集及び整理に関すること。
（３）　総合計画案の作成に関すること。
（４）　前３号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関し必要と認める事項に関すること。
（組織）
第３条　委員会は、委員 11 人で組織する。
２　委員は、次に掲げる者をもって充てる。
（１）　副市長
（２）　教育長
（３）　総務部長
（４）　危機管理部長
（５）　企画財政部長
（６）　生活環境部長
（７）　健康福祉部長
（８）　建設経済部長
（９）　教育文化部長
(10)　消防長
(11)　病院事務部長
（委員長及び副委員長）
第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は、副市長をもって充てる。
３　副委員長は、教育長をもって充てる。
４　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（部会）
第５条　委員会に、第２条に規定する所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。
２　前項に掲げる部会に属すべき委員は、市長が指名する者をもって充てる。
３　部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。
５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　前３項の規定は、部会の会議に準用する。
（意見の聴取等）
第７条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第８条　委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

（補則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
附　則
この訓令は、平成 17 年８月 29 日から施行する。
附　則（平成 18 年３月 20 日訓令第９号）
この訓令は、平成 18 年４月１日から施行する。
附　則（平成 19 年 10 月４日訓令第 27 号）
この訓令は、公表の日から施行し、平成 19 年４月１日から適用する。
附　則（平成 21 年４月１日訓令第８号）
この訓令は、公表の日から施行する。
附　則（平成 22 年５月 17 日訓令第８号）
この訓令は、公表の日から施行する。
附　則（平成 23 年３月 31 日訓令第 14 号）
この訓令は、平成 23 年４月１日から施行する。
附　則（平成 25 年３月 14 日訓令第３号）
この訓令は、平成 25 年４月１日から施行する。
附　則（平成 26 年６月 25 日訓令第 27 号）
この訓令は、菊川市総合計画条例の施行の日から施行する。

4　第２次菊川市総合計画策定経緯・経過

◆菊川市総合計画審議会

開催年月日	会議名	内容
平成　年　月　日		
月　日		
平成　年　月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
平成　年　月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		

◆菊川市総合計画庁内策定委員会

開催年月日	会議名	内容
平成　年　月　日		
月　日		
平成　年　月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
平成　年　月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		

◆菊川市総合計画庁内策定部会

【第１部会】

開催年月日	会議名	内容
平成　年　月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		

【第２部会】

開催年月日	会議名	内容
平成　年　月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		

【第３部会】

開催年月日	会議名	内容
平成　年　月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		

◆各種意識調査

開催年月日	会議名	内容
平成　年　月　日		
月　日		
平成　年　月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		

◆未来のきくがわまちづくりワークショップ in2015

開催年月日	会議名	内容
平成　年　月　日		
月　日		
平成　年　月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		

◆市議会

開催年月日	会議名	内容
平成　年　月　日		
月　日		
平成　年　月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		

5　菊川市総合計画審議会への諮問

諮問内容記載

6　菊川市総合計画審議会の答申

答申内容記載

7 用語解説

本文中に記載される、専門性の高い用語等について下記に概説します。

【あ～お】

【か～こ】

【さ～そ】

【た～と】

【な～の】

【は～ほ】

【ま～も】

【や～よ】

【ら～ろ】

【わ～】

菊川市民憲章

私たちは、お茶の香かおるこの菊川市を愛し、豊かな自然と郷土の歴史や文化を尊び、私たち市民が共に汗をかき、住みよいまちをつくる道しるべとして、この憲章を定めます。

一、自然を愛し、みどり輝くまちをつくります。

一、教養を深め、文化の香り高いまちをつくります。

一、思いやりをもち、安心して暮らせるまちをつくります。

一、互いに支えあい、笑顔が生まれるまちをつくります。

一、仕事に励み、快適で活力あるまちをつくります。

平成十八年三月十二日制定

菊川市の市章

菊の花と菊川の流れをモチーフに、２町が合併し一つの市となる様子をデザイン。

菊川茶に代表される自然を生かした産業豊かな市の特徴を、２色の緑で表現している。現在から未来へと受け継がれる、人と緑が共にいきいきと発展する姿を表現している。

市の花
【菊】

市の木
【茶】

市の鳥
【キセキレイ】

第２次菊川市総合計画

平成〇年〇月発行

発行

菊川市　企画財政部　企画政策課

〒439-8650　静岡県菊川市堀之内 61 番地

(TEL)0537-35-0900　(FAX)0537-35-2117

E-mail：kikaku@city.kikugawa.shizuoka.jp

【ホームページ】http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/